

列王紀略上

第一章

一 爰にダビデ王年邁みて老い寢衣を衣するも温らざりければ 其臣僕等彼にいひけるは王わが主

のために一人の若き處女を求めしめて之をして王のまへにたちて王の左右となり汝の懷に臥て

三 王わが主を暖めしめんと 彼等乃ちイスラエルの四方の境に美き童女を求めてシユナミ人アビシヤグを得て

四 之を王に携きたれり 此童女甚だ美しくして王の左右となり王に事たり然ど王之と交はらざりき

五 時にハギテの子アドニヤ自ら高くし我は王とならんとて己のために戰車と騎兵および自己のまへに驅

六 る者五十人を備へたり 其父は彼が生れてより已來汝何故に然するやとてかれを痛しめし事なかりきアドニ

七 ヤも亦容貌の甚だ美き者にてアブサロムの次に生れたり 彼ゼルヤの子ヨアブおよび祭司アビヤタルと商議ひ

八 しかば彼等之に従ひゆきて助けたり されど祭司ザドクとエホヤダの子ベナヤと預言者ナタンおよびシメイと

九 レイならびにダビデに屬したる勇士はアドニヤに與せざりき アドニヤ、エンロゲルの近邊なるゾヘレテの石

一〇 の傍にて羊と牛と肥畜を宰りて王の子なる己の兄弟および王の臣僕なるユダの人を盡く請けり されども

預言者ナタンとベナヤと勇士とおのれの兄弟ソロモンとをば招かざりき

二 爰にナタン、ソロモンの母バテシバに語りていひけるは汝ハギテの子アドニヤが王となれるを聞ざるか

三 しかるにわれらの主ダビデはこれを知ざるなり されば請ふ來れ我汝に計を授て汝をして己の生命と汝の子

三 ソロモンの生命を救しめん 汝往てダビデ王の所に入り之にいへ王わが主よ汝は婢に誓ひて汝の子ソロモンは

イ書一九・一八	ニ母後三・三四代上	へ王上二・二二、二八	リ母後一七・二七	テ王上一・二三、三〇	カ申三一・一六	王上	タ母前一〇・二四
ロ母後三・四	三・二二	ト王上四・一八	又母後三・四	ワ王上一・七、八、九、	二・一〇	レ母後四・九	ソ王上一・二七
ハ母後一五・一	ホ母後二〇・二五	チ母後三三・八	ル代上三二・九	二五	ヨ王上一・一九		

一四 我に繼で王となりわが位に坐せんといひたまひしにあらずや然にアドニヤ何故に王となれるやと 一四 われまた汝
が尙其處にて王と語ふ時に汝に次て入り汝の言を證すべしと

一五 是においてバテシバ寢室に入りて王の所にいたるに王は甚だ老てシユナミ人アビシヤグ王に事へ居たり
一六 バテシバ躬を鞠め王を拜す王いふ何なるや 一七 かれ王にいひけるはわが主汝は汝の神エホバを指て婢に汝の

一八 子ソロモンは我に繼で王となりわが位に坐せんと誓ひたまへり 一八 しかるに視よ今アドニヤ王となれり而て王
一九 わが主汝は知たまはず 一九 彼は牛と肥畜と羊を饒く宰りて王の諸子および祭司アビヤタルと軍の長ヨアブを

二〇 招けりされど汝の僕ソロモンをば招かざりき 二〇 汝王わが主よイスラエルの目皆汝に注ぎ汝が彼等に誰が汝に
二一 繼で王わが主の位に坐すべきを告るを望む 二一 王わが主の其父祖と共に寢たまはん時に我とわが子ソロモンは
罪人と見做さるゝにいたらんと

二三 二二三 バテシバ尙王と語ふうちに視よ預言者ナタンも亦入きたりければ 二三 人々王に告て預言者ナタン此にあり
二四 と曰ふ彼王のまへに入り地に伏て王を拜せり 二四 しかしてナタンいひけるは王わが主汝はアドニヤ我に繼で王と

二五 なりわが位に坐すべしといひたまひしや 二五 彼は今日下りて牛と肥畜と羊を饒く宰りて王の諸子と軍の長等と
二六 祭司アビヤタルを招けりしかして彼等はアドニヤのまへに飲食してアドニヤ王壽かれと言ふ 二六 されど汝の僕

二七 なる我と祭司ザドクとエホヤダの子ベナヤと汝の僕ソロモンとは彼請かざるなり 二七 此事は王わが主の爲たまふ
二八 所なるかしかるに汝誰が汝に繼で王わが主の位に坐すべきを僕に知せたまはざるなりと

二九 二九 ダビデ王答ていふバテシバをわが許に召せと彼乃ち王のまへに入て王のまへにたつに 二九 王誓ひていひ
三〇 けるはわが生命を諸の艱難の中に救ひたまひしエホバは活く 三〇 我イスラエルの神エホバを指て誓ひて汝の子

二 ソロモン我に繼で王となり我に代りてわが位に坐すべしといひしごとくに我今日爲すべしと 是においてバテ

シバ躬を鞠め地に伏て王を拜し願くはわが主ダビデ王長久に生ながらへたまへといふ

三三 ダビデ王いひけるはわが許に祭司ザドクと預言者ナタンおよびエホヤダの子ベナヤを召と彼等乃ち王の

三三 まへに来る 王彼等にいひけるは汝等の主の臣僕を伴ひわが子ソロモンをわが身の騾に乗せ彼をギホンに導き

三四 下り 彼處にて祭司ザドクと預言者ナタンは彼に膏をそゝぎてイスラエルの上に王と爲すべししかして汝ら

三五 喇叭を吹てソロモン王壽かれと言へ かくして汝ら彼に隨ひて上り來るべし彼は來りてわが位に坐し我に

三六 代りて王となるべし我彼を立てイスラエルとユダの上に主君となせりと エホヤダの子ベナヤ王に對へていひ

三七 けるはアメンねがはくは王わが主の神エホバ然言たまはんことを ねがはくはエホバ王わが主とともに在せし

ごとくソロモンとともに在してその位をわが主ダビデ王の位よりも大ならしめたまはんことを

三八 斯て祭司ザドクと預言者ナタンおよびエホヤダの子ベナヤ並にケレテ人とペレテ人下りソロモンをダビデ

三九 王の騾に乗せて之をギホンに導きいたれり しかして祭司ザドク幕屋の中より膏の角を取てソロモンに膏を

四〇 げりかくて喇叭を吹きならし 民みなソロモン王壽かれと言ひ民みなかれに隨ひ上りて笛を吹き大に喜

祝ひ地はかれらの聲にて裂たり

四一 アドニヤおよび彼とともに居たる賓客其食を終たる時に皆これを聞きヨアブ喇叭の聲を聞いていひけるは

四二 城邑の中の聲音何ぞ誼囂やと 彼が言をる間に視よ祭司アビヤタルの子ヨナタン來るアドニヤ彼にいひける

四三 は入よ汝は勇ある人なり嘉音を持きたれるならん ヨナタン答へてアドニヤにいひけるは誠にわが主ダビデ

イ尼二・三 但二・四 二代下三三・三〇 四・五・三 王上 へ母後二五・一〇 王 ト書一・五、一七 母前 リ母後八・一八、二三 三三 詩八九・二〇 ヲ母後一八・二七
口母後二〇・六 ホ母前一〇・一、一六 一九・一六 王下九 下九・一三、一一 二〇・二三 三三 詩八九・二〇 ヲ母後一八・二七
ハ帖六・八 三三・一二 母後二 三三・一二・二二 一四 一四 又出三〇・二三、二五、 三三 詩八九・二〇 ヲ母後一八・二七
チ王上一・四七

カ代上二九・三三
ヨ王上一・三七
夕創四七・三一
レ王上三・六
詩一三
母前四・四五
母
ネ創四七・二九
申
ラ申一七・一九・二〇
一三
ム申二九・九
卷一・ウ
詩二三・二二
七代上三三・二二
井王下二〇・三
ノ母後七・二二・二三
王上八・二五
オ母後七・二五

四四 王ソロモンを王となしたまへり 王祭司ザドクと預言者ナタンおよびエホヤダの子ベナヤ並にケレテ人とペレ

四五 テ人をソロモンとともに遣したまふ即ち彼等はソロモンを王の騾に乗せてゆき 祭司ザドクと預言者ナタン、

ギホンにて彼に膏をそゝぎて王となせり而して彼等其處より歡て上るが故に城邑は誼囂し汝らが聞る聲音は是な

四六 四七 又ソロモン國の位に坐し 且王の臣僕來りてわれらの主ダビデ王に祝を陳て願くは汝の神ソロモンの名

四八 を汝の名よりも美し其位を汝の位よりも大ならしめたまへと言りしかして王は牀の上にて拜せり 王また斯い

へりイスラエルの神エホバはほむべきかなエホバ今日わが位に坐する者を與たまひてわが目亦これを見るなりと

四九 五〇 アドニヤとともにある賓客皆驚愕き起て 各其途に去りゆけり 茲にアドニヤ、ソロモンの面を恐れ起

て往き壇の角を執へたり 或人ソロモンに告ていふアドニヤ、ソロモン王を畏る彼壇の角を執て願くはソロモ

五二 ン王今日我に劍をもて僕を殺じと誓ひ給へと言たりと ソロモンいひけるは彼もし善人となるならば其髮の毛

五三 一すぢも地におちざるべし然ど彼の中に惡の見るあらば死しむべしと ソロモン王乃ち人を遣て彼を壇より

携下らしむ彼來りてソロモン王を拜しければソロモン彼に汝の家に往といへり

第二章

一 強く丈夫のごとく爲れ 汝の神エホバの職守を守り其道に歩行み其法憲と其誠命と其律例と其

二 證言とをモーセの律法に録されたるごとく守るべし然らば汝凡て汝の爲ところと凡て汝の向ふところにて榮ゆ

三 べし 又エホバは其嘗に我の事に付て語りて若汝の子等其道を慎み心を盡し精神を盡して眞實をもて吾前に

四 歩ばイスラエルの位に上る人汝に缺ることなかるべしと言たまひし言を堅したまはん 又汝はゼルヤの子ヨア

六 彼此二人を切殺し太平の時に戦の血を流し戦の血を己の腰の周囲の帯と其足の履に染たり 故に汝の智慧に

七 したがひて事を爲し其白髪を安然に墓に下らしむるなかれ 但しギレアデ人バルジライの子等には恩恵を

施こし彼等をして汝の席にて食ふ者の中にあらしめよ彼等はわが汝の兄弟アブサロムの面を避て逃し時我に

八 就たるなり 視よ又バホルムのベニヤミン人ゲラの子シメイ汝とともに在り彼はわがマハナイムに往し時厲し

き詛言をもて我を誣へり然ども彼ヨルダンに下りて我を迎へたれば我エホバを指て誓ひて我劍をもて汝を

九 殺さじといへり 然りといへども彼を辜なき者とする勿れ汝は智慧ある人なれば彼に爲べき事を知るなり血を

流して其白髪を墓に下すべしと

二〇 斯てダビデは其父祖と偕に寝りてダビデの城に葬らる 二一 ダビデのイスラエルに王たりし日は四十年なり

二二 き即ちへブロンにて王たりし事七年エルサレムにて王たりし事三十三年 二三 ソロモン其父ダビデの位に坐し其國

は堅固く定まりぬ

二三 爰にハギテの子アドニヤ、ソロモンの母バテシバの所に來りければバテシバいひけるは汝は平穩なる事の

二四 ために來るや彼いふ平穩なる事のためなり 彼又いふ我は汝に言さんとする事ありとバテシバいふ言されよ

二五 かれいひけるは汝の知ごとく國は我の有にしてイスラエル皆其面を我に向て王となさんと爲りしかるに國は

二六 轉てわが兄弟の有となれり其彼の有となれるはエホバより出たるなり 今我一の願を汝に求む請ふわが面を

イ母後三・三九、一八 二王上二・九 鐵二〇・一九・二八
 五、一二、一四、一 二六 二八 伯九
 九・五、六、七 母後一九・三一、三 母後一七・二七
 母後三・二七 八 母後一九・一八 三 母後五・四 代上
 八 母後九・七、一〇、 又母後一九・二三 三 代上二九・二七
 母後二〇・一〇 へ母後九・七、一〇、 又母後一九・二三 代 二八・五、六、七 鐵
 二二・三〇 但二・

ナ王上一・三、四
ラ出二〇・二二
ム詩四五・九
ウ王上一・七
井得一・一七
ノ母後七・一一、二三
代上二二・一〇
オ書二一・一八
ク母前二三・六 母後
一五・二四、二九
ヤ母前二二・二〇、二二
三 母後一五・二四
マ母前二・三一—三五

一七 黜くるなかれバテシバかれにいひけるは言されよ 彼いひけるは請ふソロモン王に言て彼をしてシユナミ人

一八 アビシヤグを我に與て妻となさしめよ彼は汝の面を黜けざるべければなり バテシバいふ善し我汝のために

王に言んと

一九 かくてバテシバ、アドニヤのために言とてソロモン王の許に至りければ王起てかれを迎へ彼を拜して其位

二〇 に坐なほり王母のために座を設けしむ乃ち其右に坐せり しかしてバテシバいひけるは我一の細小き願を汝に

二一 求むわが面を黜くるなかれ王かれにいひけるは母上よ求めたまへ我汝の面を黜けざるなり 彼いひけるは請ふ

二二 シユナミ人アビシヤグをアドニヤに與て妻となさしめよ ソロモン王答て其母にいひけるは何ぞアドニヤの

ためにシユナミ人アビシヤグを求めらるゝや彼のために國をも求められよ彼は我の兄なればなり彼と祭司アビヤ

二三 タルとゼルヤの子ヨアブのために求められよと ソロモン王乃ちエホバを指て誓ひていふ神我に斯なし又重ね

二四 て斯なしたまへアドニヤは其身の生命を喪はんとて此言を言いだせり 我を立てわが父ダビデの位に上しめ

二五 其約せしごとく我に家を建たまひしエホバは生くアドニヤは今日戮さるべしと ソロモン王エホヤダの子ベナ

ヤを遣はしければ彼アドニヤを撃て死しめたり

二六 王また祭司アビヤタルにいひけるは汝の故田アナトテにいたれ汝は死に當る者なれども擲にわが父ダビデ

のまへに神エホバの櫃を昇き又凡てわが父の艱難を受たる處にて汝も艱難を受たれば我今日は汝を戮さじと

二七 ソロモン、アビヤタルを逐いだしてエホバの祭司たらしめざりき斯エホバがシロにてエリの家につきて言た

まひし言應たり

二八 爰に其風聞ヨアブに達りければヨアブ、エホバの幕屋に遁れて壇の角を執たり其はヨアブは轉てアブサ

二九 ロムには隨はざりしかどもアドニヤに隨ひたればなり ヨアブがエホバの幕屋に遁れて壇の傍に居ること

三〇 ソロモンに聞えければソロモン、エホヤダの子ベナヤを遣はしいひけるは往て彼を撃てと ベナヤ乃ちエホバ

の幕屋にいたり彼にいひけるは王斯言ふ出來れ彼いひけるは否我は此に死んとベナヤ反て王に告てヨアブ斯言ひ

三一 斯我に答へたりと言ふ 王ベナヤにいひけるは彼が言ふごとく爲し彼を撃て葬りヨアブが故なくして流したる

三二 血を我とわが父の家より除去べし 又エホバはヨアブの血を其身の首に歸したまふべし其は彼は己よりも義く

且善りし二の人を撃ち劍をもてこれを殺したればなり即ちイスラエルの軍の長ネルの子アブネルとユダの軍の長

三三 エテルの子アマサを殺せり然るに吾父ダビデは與り知ざりき されば彼等の血は長久にヨアブの首と其苗裔の

首に販すべし然どダビデと其苗裔と其家と其位にはエホバよりの平安永久にあるべし エホヤダの子ベナヤ

三三 すなはち上りて彼を撃ち彼を殺せり彼は野にある己の家に葬らる 王乃ちエホヤダの子ベナヤをヨアブに代て

軍の長となせり王また祭司ザドクをしてアビヤタルに代しめたり 王乃ちエホヤダの子ベナヤをヨアブに代て

三六 又王人を遣てシメイを召て之に曰けるはエルサレムに於て汝の爲に家を建て其處に住み其處より此にも彼

三七 にも出るなかれ 汝が出てキデロン川を濟る日には汝確に知れ汝必ず戮さるべし汝の血は汝の首に歸せん

三八 シメイ王にいひけるは此言は善し王わが主の言たまへることく僕然なすべしと斯シメイ日久しくエルサレム

に住りに住り

三九 三年の後シメイの二人の僕ガテの王マアカの子アキシの所に逃されり人々シメイに告ていふ視よ汝の僕は

イ王上一・五〇 二民三五・三三 申 ホ士九・二四、五七 ト母後三・二七 又彼二五・五 代上六・五三、二四 王上一・八 母後 ヨ利二〇・九 書二・
口王上一・七 一九・一三、二一 詩七・一六 子母後三〇・一〇 ル民二五・一一、一二 三 一六・五 一九 母後一・二六
ハ出二一・一四 八、九 へ代下二一・一三 子母後三・二九 一三 母前二・三五 王上一・二七 カ母後一五・二三 夕母前二七・二

レ 傳後一六・五 一・一 井 傳後五・七 一六・二〇 詩三一・マ代上一六・三九 代 二〇・二・一三、一九
 ツ 詩七一六 結一七 ナ 王上七・八、九、二四 ノ 利一七・三、四、五 二三 羅八・二八 下二・三 代下一・八
 ・二九 ラ 王上七・一 申一・二、三、四、五 哥前八・三 下 王上九・二 代下一 エ 王上二・四、九、四
 ツ 傳二五・五 ム 王上六・一 王上二二・四三 王上三・六、一四 ケ 王上九・二 代下一 エ 王上二・四、九、四
 木 王上二・二二 代下 ウ 王上九・一五、一九 オ 申六・五、三〇・ヤ 代下一・三 下 民二・六 太一・ 一五・二
 詩 王下二〇・三

四〇 ガテにありと シメイ乃ち起て其驢馬に鞍置きガテに往てアキシに至り其僕を尋ねたり即ちシメイ往て其僕を
 四二 ガテより携來りしが シメイのエルサレムよりガテにゆきて歸しことソロモンに聞えければ 王人を遣てシ
 四三 メイを召て之にいひけるは我汝をしてエホバを指て誓しめ且汝を戒めて汝確に知れ汝が出て此彼に歩く日には
 汝必ず戮さるべしと言しにあらずや又汝は我に我聞る言葉は善しといへり しかるに汝なんぞエホバの誓と
 四四 わが汝に命じたる命令を守ざりしや 王又シメイにいひけるは汝は凡て汝の心の知る諸の惡即ち汝がわが父
 四五 ダビデに爲たる所を知るエホバ汝の惡を汝の首に歸したまふ されどソロモン王は福祉を蒙らんまたダビデ
 四六 の位は永久にエホバのまへに固く立べしと 王エホヤダの子ベナヤに命じければ彼出てシメイを撃ちて死し
 めたりしかして國はソロモンの手に固く立り

第三章

一 ソロモン、エジプトの王パロと縁を結びパロの女を娶て之を携來り自己の家とエホバの家とエル
 二 サレムの周圍の石垣を建築ことを終るまでダビデの城に置り 當時までエホバの名のために建た
 三 る家なかりければ民は崇邱にて祭を爲り ソロモン、エホバを愛し其父ダビデの法憲に歩めり但し彼は
 崇邱にて祭を爲し香を焚り

四 爰に王ギベオンに往て其處に祭を爲んとせり其は彼處は大なる崇邱なればなり即ちソロモン一千の燔祭
 五 を其壇に獻たり ギベオンにてエホバ夜の夢にソロモンに顯れたまへり神いひたまひけるは我何を汝に與ふべ
 六 きか汝求めよ ソロモンいひけるは汝は汝の僕わが父ダビデが誠實と公義と正心を以て汝と共に汝の前に歩み

しに因て大なる恩惠を彼に示したまへり又汝彼のために此大なる恩惠を存て今日のごとくかれの位に坐する
 子を彼に賜へり わが神エホバ汝は僕をして我父ダビデに代て王とならしめたまへり而るに我は小き子にして
 出入することを知す 且僕は汝の選みたまひし汝の民の中にあり即ち大なる民にて其數衆くして數ふること
 書すことも能はざる者なり 是故に聽き別る心を僕に與へて汝の民を鞠しめ我をして善惡を辨別ることを得さ
 しめたまへ誰か汝の此夥多き民を鞠くことを得んと

一〇 ソロモン此事を求めければ其言主の心になへり 是において神かれにいひたまひけるは汝此事を求め

て己の爲に長壽を求めず又己のために富有をも求めず又己の敵の生命をも求めずして惟訟を聽き別る才智を求

めたるに因て 視よ我汝の言に循ひて爲り我汝に賢明く聰慧き心を與ふれば汝の先には汝の如き者なく汝の後

にも汝の如き者興らざるべし 我亦汝の求めざる者即ち富と貴とをも汝に與ふれば汝の生の涯王等の中に

汝の如き者あらざるべし 又汝若汝の父ダビデの歩し如く吾道に歩みてわが法憲と命令を守らば我汝の日を

長うせんと ソロモン目寤て視るに夢なりき斯てソロモン、エルサレムに至りエホバの契約の櫃の前に立ち

燔祭を獻げ酬恩祭を爲して其諸の臣僕に饗宴を爲り

一六 爰に娼妓なる二人の婦王の所に來りて其前に立ちしが 一人の婦いひけるはわが主よ我と此婦は一の家

に住む我此婦と偕に家にありて子を生子 しかるにわが生し後第三日に此婦もまた生子しかして我偕にあり

き家には他人の我らと偕に居りし者なし家には只我儕二人のみ 然るに此婦其子の上に臥たるによりて夜の中

に其子死たれば 中夜に起て婢の眠れる間にわが子をわれの側より取りて之を己の懷に臥しめ己の死たる

イ王上一・四八 二申七・六 へ代下一・一〇 鐵二 十來五・二四 ル王上四・二九三〇、ヲ王上四・二二、二四、ワ太六・三三 弗三、ヨ詩九一・一六、鐵三
 口代上二九・一 ホ創一三・一六、一五 三・三九 雅一・五 リ雅四・三 三一、五・一一、一 一〇・三三、二五 鐵二 二〇
 八民三七・一七 五 卜詩七二・一二、二 又約壹五・一四、一五 〇・二四 傳一・一六 三・二六 力王上一五・五 夕創四一七

レ創四〇・二〇 王上 ソ民二七・二
八・六五 帖一・三
但五・一可六・二一
ツ創四三・三〇 賽 王上三・九、二一、二
四九・一五 耶三一
二〇 何一一・八 ナ母後八・一六、二〇 ム王上二・二七
二二四
ラ王上二・三五
ウ王上四・七
ナ母後八・一八、二〇
二六
ノ母後一五・三七、一
六・一六 代上二七
オ王上五・一四
三三

三 子をわが懐に臥しめたり 朝に及びて我わが子に乳を飲せんとて興て見るに死むたり我朝にいたりて其を熟く

三 視たるに其はわが生るわが子にはあらざりしと 今一人の婦いふ否活るはわが子死るは汝の子なりと此婦いふ

三 否死るは汝の子活るはわが子なりと彼等斯王のまへに論り

三 時に王いひけるは一人は此活るはわが子死るは汝の子なりと言ひ又一人は否死るは汝の子活るはわが子

三 なりといふと 王乃ち劍を我に持來れといひければ劍を王の前に持來れり 王いひけるは活る子を二に分て

三 其半を此に半を彼に與へよと 時に其活子の母なる婦人心其子のために焚がごとくなりて王に言していひける

三 は請ふわが主よ活る子を彼に與へたまへ必ず殺したまふなかれと然ども他の一人は是を我のにも汝のにもならし

三 めず判たせよと言ひ 王答ていひけるは活子を彼に與へよ必ず殺すなかれ彼は其母なるなりと イスラエル

三 皆王の審理し所の判決を聞て王を畏れたり其は神の智慧の彼の中にありて審理を爲しむるを見たればなり

第四章

一 ソロモン王はイスラエルの全地に王たり 其有る群卿は左の如しザドクの子アザリヤは相國

二 シシヤの子エリホレフとアヒヤは書記官 アヒルデの子ヨシヤパテは史官 エホヤダの子ベナ

三 ヤは軍の長ザドクとアビヤタルは祭司 ナタンの子アザリヤは代官の長 ナタンの子ザブデは大臣にして

四 王の友たり アヒシヤルは宮内卿 アブダの子アドニラムは徴募長なり

五 ソロモン又イスラエルの全地に十二の代官を置り其人々王と其家のために食物を備へたり即ち各一年に

六 一月宛食物を備へたり 其名左のごとしエフライムの山地にはベンホル マカヅとシヤラビムとベテシメシ

七 とエロンベテハナンにはベンデケル アルポテにはベンヘセデありシヨコとヘベルの全地とは彼擔任り

三 ルの高地の全部にはベンアヒナダブあり彼はソロモンの女タバテを妻とせり 二二 アルヒデの子バアナはタアナク
 とメギドとエズレルの下にザルタナの邊にあるベテシヤンの全地とを擔任てベテシヤンよりアベルメホラにいた
 三三 りヨクネアムの外にまで及ぶ 二三 ギレアデのラモテにはベンゲベルあり彼はギレアデにあるマナセの子ヤイルの
 三四 諸村を擔任ち又バシヤンなるアルゴブの地にある石垣と銅の關を有る大なる城六十を擔任り 二四 イドの子アヒ
 三五 ナダブはマハナイムを擔任り 二五 ナフタリにはアヒマアズあり彼もソロモンの女バスマテを妻に娶れり 二六 アセ
 三六 ルとアロテにはホシヤイの子バアナあり 二七 イッサカルにはバルアの子ヨシヤバテあり 二八 ベニヤミンにはエラ
 三九 の子シメイあり 二九 アモリ人の王シホンの地およびバシヤンの王オグの地なるギレアデの地にはウリの子ゲベル
 あり其地にありし代官は唯彼一人のみ 三〇
 三〇 ユダとイスラエルの人は多くして濱の沙の多きがごとくなりしが飲食して樂めり 三一 ソロモンは河よりペ
 リシテ人の地にいたるまでとエジプトの境に及ぶまでの諸國を治めたれば皆禮物を餽りてソロモンの一生の間 三二
 三三 事へたり 三三 儲ソロモンの一日の食物は細麵三十石粗麵六十石 三四 肥牛十牧場の牛二十羊一百其外に
 三四 牡鹿羚羊小鹿および肥たる禽あり 三五 其はソロモン河の此方をテフサよりガザまで盡く治めたればなり即ち
 三五 河の此方の諸王を悉く統御たり彼は四方の臣僕より平安を得たりき 三六 ソロモンの一生の間ユダとイスラエルは
 三六 ダンよりベエルシバに至るまで安然に各其葡萄樹の下と無花果樹の下に住り 三七 ソロモン戰車の馬の厩四千
 三七 騎兵一萬二千を有り 三八 彼代官等各其月にソロモン王のためおよび總てソロモン王の席に来る者の爲に食を
 三八 備へて缺るところなからしめたり 三九 又彼等各其職に循ひて馬および疾足の馬に食する大麥と藜藿を其馬の

イ民三三・四一 二創三三・二七 王上 四 卜創一五・一八 番一 一〇・一一 ル士二〇・一 九五上二〇・二六 代 下王上四・七
 口申三・四 三・八 續一四・二八 へ代下九・二六 詩 四 一 詩七三・一一 下 一・一四 九・二五 一 帖八・一四 一
 八申三・八 水詩七三・三三 七米四 七二・八 七二 又代上二二・九 又代上二二・九 三 耶二二・三六 三 耶一七・一六 一三

ソ王上三・二二 八九・ 九 代下二・三
 ツ創二五・六 ム代上二・六、六・三 井歌一・一 代上 ケ王上四・二四 代上 一七・二二、三三・
 一〇
 一五・一九 詩 ノ王上一〇・一 代下 一四・一 慶一・九 二二・九
 ナ王上三・二二 八八・ 九・一、二、三 ヤ代下二・三 七代下二・四
 ラ代上一五・一九 詩 ウ鐵一・一 傳二・一 オ王上五・一〇、一八 マ代上二二・八、二八 コ每後七・一三 代上

在る處に携へ來れり

二九 神ソロモンに智慧と聰明を甚だ多く賜ひ又廣大き心を賜ふ海濱の沙のごとし 三〇 ソロモンの智慧は東洋の
 二〇 人々の智慧とエジプトの諸の智慧よりも大なりき 三一 彼は凡の人よりも賢くエズラ人エタンよりも又マホルの子
 三二 なるへマンとカルコルおよびダルダよりも賢くして其名四方の諸國に聞えたり 三三 彼箴言三千を説り又其詩歌は
 三三 一千五首あり 三四 彼又草木の事を論じてレバノンの香柏より牆に生る苔に迄及べり彼亦獸と鳥と匍行物と魚の事
 三四 を論じたり 三五 諸の國の人々ソロモンの智慧を聽んとて來り天下の諸の王ソロモンの智慧を聞及びて人を遣
 はせり

第五章

一 ツロの王ヒラム、ソロモンの膏そゝがれて其父にかはりて王となりしを聞て其臣僕をソロモンに
 二 遣せりヒラムは恒にダビデを愛したる者なりければなり 三 是に於てソロモン、ヒラムに言遣はし
 三 けるは 汝の知ごとく我父ダビデは其周圍にありし戰爭に因て其神エホバの名のために家を建ること能はずし
 四 てエホバが彼等を其足の跡の下に置たまふを待り 然るに今わが神エホバ我に四方の太平を賜ひて敵もなく
 五 殃もなければ 我はエホバのわが父ダビデに語てわが汝の代に汝の位に上しむる汝の子其人はわが名のため
 六 に家を建べしと言たまひしに循ひてわが神エホバの名のために家を建んとす されば汝命じてわがためにレバ
 ノンより香柏を砍出さしめよわが僕 汝の僕と共にあるべし又我は凡て汝の言ふごとく汝の僕の賃銀を汝に付す
 べし其は汝の知ごとく我儕の中にはシドン人の如く木を砍に巧みなる人なければなりと

七 ヒラム、ソロモンの言を聞いて大に喜び言けるは今日エホバに稱譽あれエホバ、ダビデに此夥多しき民を治
 八 みる賢き子を與たまへりと かくてヒラム、ソロモンに言遣りけるは我汝が言ひ遣したる所の事を聽り我香柏
 九 の材木と松樹の材木とに付ては凡て汝の望むごとく爲すべし わが僕レバノンより海に持下らんしかして我
 これを海より桴にくみて汝が我に言ひ遣す處におくり其處にて之をくづすべし汝之を受よ又汝はわが家のために
 一〇 食物を與へてわが望を成せと 斯てヒラムはソロモンに其凡て望むごとく香柏の材木と松の材木を與へたり
 二 又ソロモンはヒラムに其家の食物として小麥二萬石を與へまた清油二十石をあたへたり斯ソロモン年々ヒラ
 三 ムに與へたり エホバ其言たまひしごとくソロモンに智慧を賜へりまたヒラムとソロモンの間睦しくして二人
 偕に契約を結べり

一三 爰にソロモン王イスラエルの全地に徵募人を興せり其徵募人の數は三萬人なり ソロモンかれらを一月
 一四 交代に一萬人づつレバノンに遣せり即ち彼等は一月レバノンに二月家にありアドニラムは徵募人の督者なりき

一五 ソロモン負載者七萬人山に於て石を斫る者八萬人あり 外に又其工事の長なる官吏三千三百人ありて工事
 一六 につくはたすに作く民を統たり かくて王命じて大なる石貴き石を鑿出さしめ琢石を以て家の基礎を築かしむ ソロモン
 一七 の建築者とヒラムの建築者およびゲバル人之を斫り斯彼等材木と石を家を建るに備へたり
 一八

第六章

一 イスラエルの子孫のエジプトの地を出たる後四百八十年ソロモンのイスラエルに王たる第四年
 二 ジフの月即ち二月にソロモン、エホバのために家を建ることを始めたり ソロモン王のエホバの
 三 爲に建たる家は長六十キュビト濶二十キュビト高三十キュビトなり 家の拜殿の廊は家の濶に循ひて長二十キ

イ代下二・一六 ハ代下二・一〇 へ王上九・二二 代下 一七 徒七・四七
 口判三・七 結二七・ 二王上三・一二 二・二七、一八 リ代下三・一二
 一七 徒二・二〇 ホ王上四・六 ト代上三・二二 又徒七・四七
 ル結四一・一

ヲ結四〇・一六、四一 カ王上六・一六、一九、 五・一八
二〇、二二、三三 夕王上六・一四、三八 二二・二〇
ヨ申二七・五、六王上 レ王上二・四、九四 ツ出二五・八 利二六 申申三一・六
ム出二六・三三 利 一六・二王上八・六
一六・二王上八・六 代下三・八 結四五
三・來九・三

ユビト家の前の其潤十キュビトなり 彼家に造り附の格子ある窓を施たり 又家の牆壁に附て四周に連接屋

を建て家の牆壁即ち拜殿と神殿の牆壁の周圍に環らせり又四周に旁房を造れり 下層の連接屋は潤五キュビト

中層のは潤六キュビト第三層のは潤七キュビトなり即ち家の外に階級を造り環らして何物をも家の牆壁に挿入さ

らしむ 家は建る時に鑿石所にて鑿り預備たる石にて造りたれば造れる間に家の中には鍵も鑿も其外の鐵器も

聞えざりき 中層の旁房の戸は家の右の方にあり螺旋梯より中層の房にのぼり中層の房より第三層の房にいた

るべし 斯彼家を建終り香柏の椽と板をもて家を葺り 又家に附て五キュビトの高なる連接屋を建環し香柏

をもて家に交接たり

爰にエホバの言ソロモンに臨みて曰く 汝今此家を建つ若し汝わが法憲に歩みわが律例を行ひわが諸の

誠命を守りて之にしたがひて歩まばわれはわが汝の父ダビデに言し語を汝に固うすべし 我イスラエルの子孫

の中に住わが民イスラエルを棄ざるべし

斯ソロモン家を建終れり 彼香柏の板を以て家の牆壁の裏面を作れり即ち家の牀板より頂格の牆壁まで

木をもて其裏面をはりまた松の板をもて家の牀板をはれり 又家の奥に二十キュビトの室を牀板より牆壁まで

香柏をもて造れり即ち家の内に至聖所なる神殿を造れり 家即ち前にある拜殿は四十キュビトなり 家の内

の香柏は瓠と咲る花を雕刻める者なり皆香柏にして石は見えざりき 神殿は彼其處にエホバの契約の櫃を置ん

とて家の内の中に設けたり 神殿の内は長二十キュビト 潤二十キュビト 高二十キュビトなり純金をもて之を

蔽ひ又香柏の壇を覆へり 又ソロモン純金をもて家の内を蔽ひ神殿の前に金の鍵をもて間隔を造り金をもて之

三 を蔽へり 又金をもて残るところなく家を蔽ひ遂に家を飾ることを悉く終たりまた神殿の傍にある壇は皆金を

もて蔽へり

三四 神殿の内に橄欖の木をもて二のケルビムを造れり其高十キュビト 其ケルブの一の翼は五キュビト又其

三五 ケルブの他の翼も五キュビトなり一の翼の末までは十キュビトあり 他のケルブも十キュビト

二六 なり其ケルビムは皆に同量同形なり 此ケルブの高十キュビト彼ケルブも亦しかり ソロモン家の内の

二七 中にケルビムを置るケルビムの翼を展しければ此ケルブの翼は此牆壁に及び彼ケルブの翼は彼の牆壁に及びて其

二八 兩翼家の中にて相接れり 彼金をもてケルビムを蔽へり

二九 家の周圍の牆壁には皆内外ともにケルビムと棕櫚と咲る花の形を雕み 家の牀板には内外ともに金を蔽

三〇 へり 神殿の入口には橄欖の木を造れり其木匠の門柱は五分の一なり 其二の扉も亦橄欖の木なりソロ

三一 モン其上にケルビムと棕櫚と咲る花の形を雕刻み金をもて蔽へり即ちケルビムと棕櫚の上に金を鍍たり 斯

三二 ロモン亦拜殿の戸のために橄欖の木の門柱を造れり即ち四分の一なり 其二の戸は松の木にして此戸の兩

三三 は摺むべく彼戸の兩扉も摺むべし ソロモン其上にケルビムと棕櫚と咲る花を雕刻み金をもてこれを蔽ひて

三六 善く其雕工に適はしむ また鑿石三層と香柏の厚板一層をもて内庭を造れり

三七 第四年のジフの月にエホバの家の基礎を築き 第十一年のブルの月即ち八月に凡て其箇條のごとく其

定例のごとくに家成りぬ斯ソロモン之に建るに七年を涉れり

二一 第七章 ソロモン己の家を建しが十三年を経て全く其家を建終たり 彼レバノン森の家を建たり其長は

イ出三〇・一、三、六 一三二 二結四一・三三、三四、へ王上六・一
口出三七・七、八、九 八出二五・二〇、三七 二五 王上九・一〇 代下
代下三・一〇、一一、 九 代下五・八 ホ王上六・一 八・一

チ王上三・一代下八
又代下四・一 王上
ル代下二・一四
下三・一五、四・一二
カ王下二五・一七代
リ約一〇・二三 徒三
七・四〇
ヲ出三一・三、三六・一
耶五二・二一

百キユビト其潤は五十キユビト其高は三十キユビトなり香柏の柱四行ありて柱の上に香柏の梁あり 三 四十五本の柱の上なる梁の上は香柏にて蓋へり柱は一行に十五本あり 四 又柱の廊を造れり其長五十キユビト其潤三十キユビトと戸柱は皆大木をもて角に造り隔と隔と三段に相對へり 五 又柱の廊を造れり其長五十キユビト其潤三十キユビトなり柱のまへに一の廊ありまた其柱のまへに柱と階あり 七 又ソロモン審判を爲すために位の廊即ち審判の廊を造り牀板より牀板まで香柏をもて蔽へり 八 ソロモンの居住る家は其廊の後の他の庭にありて其工作同じかりきソロモン亦其娶りたるバロの女のために家を建しが此廊に同じかりき 九 是等は内外とも基礎より檐にいたるまで又外面にては大庭にいたるまで皆鑿石の量にしたがひて鋸にて剖たる貴き石をもて造れるものなり 一〇 又基礎は貴き石大なる石即ち十キユビトの石八キユビトの石なり 一一 其上には鑿石の量に循ひて貴き石と香柏あり 一二 又大庭の周圍には三層の鑿石と一層の香柏の厚板ありエホバの家の内庭と家の廊におけるが如し 一三 爰にソロモン人を遣はしてヒラムをソロより召び來れり 一四 彼はナフタリの支派なる嫠婦の子にして其父はソロの人にて銅の細工人なりヒラムは銅の諸の細工を爲すの智慧と慧悟と知識の充ちたる者なりしがソロモン王の所に來りて其諸の細工を爲り 一五 彼銅の柱二を鑄たり其高各十八キユビトにして各十二キユビトの繩を環らすべし 一六 又銅を鎔して柱頭を鑄て柱の頭に置ゆ此の頭の高も五キユビト彼の頭の高も五キユビトなり 一七 柱の上にある頭の爲に組物の網と鏈様の槎物を造れり此頭に七つ彼頭に七つあり 一八 又二行の石榴を一の網工の上の四周に造りて柱の上にある頭を蓋ふ他の頭をも亦然せり 一九 柱の上にある頭は四キユビトの百合花

二〇の形にして廊におけるがごとし 二〇の柱の頭の上には亦網工の外なる腹の所に接きて石榴あり他の柱の四周に

二も石榴二百ありて相列べり 此柱を拜殿の廊に堅つ即ち右の柱を立て其名をヤキンと名け左の柱を堅て其名を

三ボアズと名く 其柱の上に百合花の形あり斯其柱の作成り

三又海を鑄なせり此邊より彼邊まで十キュビトにして其四周圓く其高五キュビトなり其四周は三十キュビト

四の繩を環らすべし 其邊の下には四周に匏瓜ありて之を環れり即ち一キュビトに十づつありて海の周圍を圍り

五其匏瓜は海を鑄たる時に二行に鑄たるなり 其海は十二の牛の上に立り其三は北に向ひ三は西に向ひ三は南に

六向ひ三は東に向ふ海其上にありて牛の後は皆内に向ふ 海の厚は手寛にして其邊は百合花にて杯の邊の如くに

作れり海は二千斗を容たり 又銅の臺十を造れり一の臺の長四キュビト其濶四キュビト其高三キュビトなり 其臺の製作は左のご

七とし臺には嵌板あり嵌板は邊の中にある 邊の中にある嵌板の上に獅子と牛とケルビムあり又邊の上に座あり

八獅子と牛の下に花飾の垂下物あり 其臺には各四の銅の輪と銅の軸あり其四の足には肩のごとき者あり

九其肩のごとき者は洗盤の下にありて凡の花飾の旁に鑄つけたり 其口は頭の内より上は一キュビトなり其口は

一〇圓く一キュビト半にして座の作の如し又其口には雕工あり其鏡板は四角にして圓からず 四の輪は鏡板の下に

一〇あり輪の手は臺の中にある輪は各高一キュビト半 輪の工作は戦車の輪の工作の如し其手と縁と輻と轂とは

一一皆鑄物なり 臺の四隅に四の肩の如き者あり其肩のごとき者は臺より出づ 臺の上の所の高半キュビトは

一二其周圍圓し又臺の上の所の手と鏡板も臺より出づ 其手の板と鏡板には其各の隙處に循ひてケルビムと獅子

イ代下三・一六、四・ハ王上六・三 一七 五二・二〇
二三 耶五二・二三 二王下二五・二三 代 ホ代下四・三
下四・二 耶五二・ へ代下四・四、五 耶
ト代下四・五

チ代下四・六
リ王上七・一七、一八
又出二七・三
ル代下四・一七
ヲ創三三・一七
ヲ書三・一六
カ代上二二・一四
ヨ出三七・二五
夕出二五・三〇
二四・五一八
レ出三七・一〇
利ッ母後八・一一代下
五・一
ツ代下五・二
ネ母後六・一七
ナ母後五・七、九、六、
一一、二六

と棕櫚を彫刻み又其四周に花飾を造れり 是のごとく十の臺を造れり其鑄法と量と形は皆同じ

又銅の洗盤十を造れり洗盤は各四十斗を容れ洗盤は各四キユビトなり十の臺の上には各一の洗盤あり 其臺五を家の右の旁に五を家の左の旁に置る家の右の東南に其海を置り

ヒラム又鍋と火鏝と鉢とを造れり斯ヒラム、エホバの家の爲にソロモン王に爲る諸の細工を成終たり

即ち一の柱と其柱の上なる頭の二の毬と柱の上なる其頭の二の毬を蓋ふ二の網工と 其二の網工の爲の石榴四百は一の網工に石榴二行ありて柱の上なる二の毬を蓋ふ 又十の臺と其臺の上の十の洗盤と 一の

海と其海の下十二の牛 及び鍋と火鏝と鉢是也ヒラムがソロモン王にエホバの家のために造りし此等の器は皆光明ある銅なりき 王ヨルダンの低地に於てスコテとザレタンの間の黏土の地にて之を鑄たり ソロモン

其器甚だしく多かりければ皆權ずに措り其銅の重しれざりき 又ソロモン、エホバの家の諸の器を造れり即ち金の壇と供前のパンを載る金の案 および純金の燈臺

是は神殿のまへに五は右に五は左にあり又金の花と燈蓋と燈鉗と 純金の盆と剪刀と鉢と皿と滅燈器と至聖所なる内の家の戸のため及び拜殿なる家の戸のためなる金の肘鈕是なり

斯ソロモン王のエホバの家のために爲る諸の細工終れり是においてソロモン其父ダビデが奉納めたる物即ち金銀および器を携へいりてエホバの家の寶物の中に置り

第八章

爰にソロモン、エホバの契約の櫃をダビデの城即ちシオンより昇上らんとてイスラエルの長老と諸の支派の首イスラエルの子孫の家の長等をエルサレムにてソロモン王の所に召集む イスラエ

三 ルの人皆エタニムの月即ち七月の節筵に當てソロモン王の所に集まれり 四 イスラエルの長老皆至り祭司權を執

りあげて 五 エホバの櫃と集會の幕屋と幕屋にありし諸の聖き器を昇上れり即ち祭司とレビの人之を昇のぼれり

六 ソロモン王および其許に集れるイスラエルの會衆皆彼と偕に櫃の前にありて羊と牛を獻げたりしが其數多く

して書すことも數ふること能はざりき 七 祭司エホバの契約の櫃を其處に昇いたり即ち家の神殿なる至聖所

の中のケルビムの翼の下に置めたり 八 ケルビムは翼を櫃の所に舒べ且ケルビム上より櫃と其杠を掩へり 九 櫃の

長かりければ杠の末は神殿の前の聖所より見えたり然ども外には見えざりき其杠は今日まで彼處にあり 櫃の

内には二の石牌の外何もあらざりき是はイスラエルの子孫のエジプトの地より出たる時エホバの彼等と契約を

結たまへる時にモーセがホレブにて其處に置めたる者なり 一〇 斯て祭司聖所より出けるに雲エホバの家に盈た

れば 一一 祭司は雲のために立て供事すること能はざりき其はエホバの榮光エホバの家に盈たればなり

一二 是においてソロモンいひけるはエホバは濃き雲の中に居んといひたまへり 一三 我誠に汝のために住むべき

家永久に居べき所を建たりと 一四 王其面を轉てイスラエルの凡の會衆を祝せり時にイスラエルの會衆は皆立ゐた

り 一五 彼言けるはイスラエルの神エホバは譽べきかなエホバは其口をもて吾父ダビデに言ひ其手をもて之を成し

遂げたまへり 一六 即ち我は吾民イスラエルをエジプトより導き出せし日より我名を置べき家を建しめんためにイ

スラエルの諸の支派の中より何れの城邑をも選みしことなし但ダビデを選びてわが民イスラエルの上に立しめ

たりと言たまへり 一七 夫イスラエルの神エホバの名のために家を建ることとはわが父ダビデの心にありき 一八 しか

イ利二三・三四 代下 三三 申四・一三 王上八 ヨ代下六・一 母前一六・一 母後

七・八 二母後六・一三 二母後七・五、二五 七・八 代上二八・四 七・八 代上

口民四・一五 申三一 ホ出二六・三三、三四 又申一〇・五 來九・四 出四〇・二〇 一・一、九七、二二 一七・二

九番三・三、六代 王上六・一九 出二五・二二 申 力出四〇・三四、三五 一〇・二 一三、一四 一七・二 一七・二

上二五・一四、一五 へ母後六・一七 一〇・二 一三、一四 一七・二 一七・二 一七・二 一七・二

ク代上二八・五、六 マ代下六・一二 出九・三三・喇九・五 七・二二 出九・一五 但九四 但九四
ヤ王上八・九 申三一 ケ出九・三三・喇九・五 七・二二 出九・一五 但九四 但九四
二二六 賽一・一五 申七・九 尼一・五 六 王下二〇・三三 ア母後七・二五 徒七・四九、一七、エ申一・二二
テ母後七・一二、一六 サ代下二・六 賽六六 二四 一 耶二三・二四 キ母後一・二二
ミ代下二〇・九 尼一

二〇九 善し 然ども汝は其家を建べからず汝の腰より出る汝の子其人吾名のために家を建べしと 而してエホバ其
言たまひし言を行ひたまへり即ち我わが父ダビデに代りて立ちエホバの言たまひし如くイスラエルの位に坐し
二一 イスラエルの神エホバの名のために家を建たり 我又其處にエホバの契約を藏めたる櫃のために一の所を設け
たり即ち我儕の父祖をエジプトの地より導き出したまひし時に彼等に爲したまひし者なりと

二三 ソロモン、イスラエルの凡の會衆の前にてエホバの壇のまへに立ち其手を天に舒て 言けるはイスラエ
ルの神エホバよ上の天にも下の地にも汝の如き神なし汝は契約を持ちたまひ心を全うして汝のまへに歩むところ
二四 汝の僕等に恩恵を施したまふ 汝は汝の僕わが父ダビデに語たまへる所を持ちたまへり汝は口をもて語ひ
手をもて成し遂たまへること今日のごとし イスラエルの神エホバよ然ば汝が僕わが父ダビデに語りて若し
汝の子孫其道を慎みて汝がわが前に歩めるごとくわが前に歩まばイスラエルの位に坐する人わがまへにて汝に
二六 缺ること無るべしといひたまひし事をダビデのために持ちたまへ 然ばイスラエルの神よ爾が僕わが父ダビデ
に言たまへる爾の言に效驗あらしめたまへ

二七 神果して地の上に住たまふや視よ天も諸の天の天も爾を容るに足す況て我が建たる此家をや 然ども
二八 わが神エホバよ僕の祈禱と懇願を顧みて其號呼と僕が今日爾のまへに祈る祈禱を聽たまへ 願くは爾の目を
夜晝此家に即ち爾が我名は彼處に在べしといひたまへる處に向ひて開きたまへ 願くは僕の此處に向ひて祈らん
三〇 祈禱を聽たまへ 願くは僕と爾の民イスラエルが此處に向ひて祈る時に爾其懇願を聽たまへ 爾は爾の居處

なる天において聽き聽て救したまへ

三二 若し人其隣人に對ひて犯せることありて其人誓をもて誓ふことを要られんに來りて此家において爾の壇

三三 のまへに誓ひなば 爾天において聽て行ひ爾の僕等を鞠き惡き者を罪して其道を其首に歸し義しき者を義とし

て其義に循ひて之に報いたまへ

三四 若爾の民イスラエル爾に罪を犯したるがために敵の前に敗られんに爾に歸りて爾の名を崇め此家にて

三五 爾に祈り願ひなば 爾天において聽き爾の民イスラエルの罪を赦して彼等を爾が其父祖に與へし地に歸らしめ

たまへ

三六 若彼等が爾に罪を犯したるが爲に天閉て雨无らんに彼等若此處にむかひて祈り爾の名を崇め爾が彼等を

三七 苦めたまふときに其罪を離れなば 爾天において聽き爾の僕等爾の民イスラエルの罪を赦したまへ爾彼等に

其歩むべき善道を教へたまふ時は爾が爾の民に與へて産業となさしめたまひし爾の地に雨を降したまへ

三八 若國に饑饉あるか若くは疫病枯死朽腐噬亡ほす蝗蟲あるか若くは其敵國にいりて彼等を其門に圍むか如何

三九 なる災害如何なる病疾あるも 若一人か或は爾の民イスラエル皆己の心の災を知て此家に向ひて手を

四〇 舒なば其人如何なる祈禱如何なる懇願を爲とも 爾の居處なる天に於て聽て救し行ひ各の人に其心を知給ふ

如く其道々にしたがひて報い給へ其は爾のみ凡の人の心を知たまへばなり 爾かく彼等をして爾が彼等の父祖

に與へたまへる地に居る日に常に爾を畏れしめたまへ

四一 且又爾の民イスラエルの者にあらずして爾の名のために遠き國より來る異邦人は (其は彼等爾の大な

イ利五・一 出二三・ハ利二六・一七申 尼一九 へ母前一二・二三 一四三・八 二二・二七、三八、四、リ母前一六・七 代上 徒一・二四
一・一 二八・二五 ホ利二六・一九申 ト詩三五・四、二七、 子利二六・一六、二五、 二五、二代下二〇、 二八・九 詩二一、 又詩一三〇・四
口申二五・一 二利二六・三九、四〇 二八・二三 一一、九四・二、 二六申二八・二、 九 四耶一七・二〇 ル申三・二四

ヲ得前一七・四六 王ワ詩一〇二・一五 權三・二 約壹一・
下一九・一九 詩 力代下六・三六 鐵 八・一〇 申二八・三六・六四
六七・二一 二〇・九傳七・二〇 ヨ利二六・三四・四四 レ尼一・六 詩一〇六 一四
六 但九・五 ツ但六・一〇 ナ申九・二九 尼一・
ソ耶二九・一二・一三、 本喇七・六 詩一〇六 一〇 出二九・五 申九・
四六 一四 二六・二九、一四・二

四三 爾の名と強き手と伸たる腕を聞およぶべければなり 若來りて此家にむかひて祈らば 爾の居處なる天に於て聽

き凡て異邦人の爾に願求むる如く爲たまへ爾かく地の諸の民をして爾の名をしらしめ爾の民イスラエルのごとく

爾を畏れしめ又我が建たる此家は爾の名をもて稱呼するといふことを知しめ給へ

四四 爾の民其敵と戦はんとて爾の遣はしたまふ所に出たる時彼等若爾が選みたまへる城とわが爾の名のため

に建たる家の方に向ひてエホバに祈らば 爾天において彼等の祈禱と懇願を聽て彼等を助けたまへ

四六 人は罪を犯さざる者なければ彼等爾に罪を犯すことありて爾彼等を怒り彼等を其敵に付し敵かれらを虜と

して遠近を論ず敵の地に引ゆかん時は 若彼等虜れゆきし地において自ら顧みて悔い己を虜へゆきし者の地に

て爾に願ひて我儕罪を犯し悖れる事を爲たり我儕惡を行ひたりと言ひ 己を虜ゆきし敵の地にて一心一念に爾

に歸り爾が其父祖に與へたまへる地爾が選みたまへる城とわが爾の名のために建たる家の方に向ひて爾に祈らば

四九 爾の居處なる天において爾彼等の祈禱と懇願を聽てかれらを助け 爾の民の爾に對て犯したる事と爾に對

て過てる其凡の罪過を赦し彼等を虜ゆける者の前にて彼等に 憐を得させ其人々をして彼等を憐ましめたまへ

五二 其は彼等は爾がエジプトより即ち鐵の鑪の中よりいだしたまひし爾の民爾の産業なればなり 願くは僕の

祈禱と爾の民イスラエルの祈願に爾の目を開きて凡て其爾に願求むる所を聽たまへ 其は爾彼等を地の凡の民

の中より別ちて爾の産業となしたまへばなり神エホバ爾が我儕の父祖をエジプトより導き出せし時モーセにより

て言給ひし如し

五四 ソロモン此祈禱と祈願を悉くエホバに祈り終りし時其天にむかひて手を舒べ膝を屈居たるを止てエホバの

壇だんのまへより起たあがり五五 立て大なる聲こゑにてイスラエルの凡すべての會衆くわいしうを祝しゆくして言いけるは五六 エホバは譽ほべきかな

エホバは凡すて其言そのいひたまひし如ごとく其民そのたみイスラエルに太平たいへいを與あたへたまへり其僕そのしもべモーセによりて言いたまひし其善言そのよきことばは皆みな

一も違ちがはざりき五七 願ねがは我儕われらの神かみエホバ我儕われらの父祖せんそと偕ともに在いませしごとく我儕われらとともに在いませ我儕われらを離はなれたまふな

かれ我儕われらを棄すたまふなかれ五八 願ねがは我儕われらの心こころをおのれに傾かたじけたまひて其凡そのすべての道みちに歩あゆましめ其我儕われらの父祖せんそに命めいじ

たまひし誠命いましめと法憲のりと律例きだめを守まもらしめたまへ五九 願ねがはエホバの前まへにわが願ねがひし是等これらの言ことば日夜よるひわれらの神かみエホバに

近ちかくあれ而しかしてエホバ日ひ々の事ことに僕しもべを助たすけ其民そのたみイスラエルを助たすけたまへ六〇 斯かくして地ちの諸もろくの民たみにエホバの神かみなる

ことと他ほかに神かみなきことを知しらしたまへ六一 されば爾等なんぢら我儕われらの神かみエホバとともにありて今日こんにちの如ごとく爾らなんぢらの心こころを完全まこと

しエホバの法憲のりに歩あゆみ其誠命そのいましめを守まもるべしと六二 斯かくて王わうおよび王わうと偕ともにありしイスラエル皆みなエホバのまへに犠牲いけにへを獻さげたり六三 ソロモン酬恩祭しうおんさいの犠牲いけにへを獻さげ

たり即すなはち之これをエホバに獻さぐ其牛そのうし二萬まん二千羊せんひつじ十二萬まんなりき斯王かくわうとイスラエルの子孫ひとぐみな皆みなエホバの家いへを開ひらけり六四 其日そのひ

に王わうエホバの家いへの前まへなる庭にはの中なかを聖別きよめ其處そこにて燔祭はんさいと禱祭やくさいと酬恩祭しうおんさいの脂あぶらとを獻さげたり是こはエホバの前まへなる銅あがり

の壇だんちひき小ちひくして燔祭はんさいと禱祭やくさいと酬恩祭しうおんさいの脂あぶらとを受うるにたらざりしが故ゆゑなり六五 其時そのときソロモン七日ななかに七日ななか合あて十四日じふにっか

我儕われらの神かみエホバのまへに節筵いはいを爲なせりイスラエルの大なる會衆くわいしうハマテの入處いりくちよりエジプトの河かはにいたるまで悉ことごとく

彼かれと偕ともにありき六六 第八日やうかめにソロモン民たみを歸かへせり民たみは王わうを祝しゆくしエホバが其僕そのしもべダビデと其民そのたみイスラエルに施ほこしたま

ひし諸もろくの恩惠めぐみのために喜よろこび且かつ心に樂たのみて其天幕そのてんまくに往ゆり

イ母後六・一八 二詩一一九・三六 ト王上一・四、一五 又代下四・一 五 士三・三 王下

口申一一・一〇 香 水書四・二四 押前 三、一四 王下二〇 ル代下七・八 一四・二五 一四・二五 民

二一・四五、二三、 一七・四六 王下 三、三 王上八・二 利二三 力制一五・一八 民 三四・五 三 代下七・一 一 王上七・一 一 王上八・二九 一 王上八・二九 一 王上八・二九 一 王上八・二九 一

ム王上一・四、六、三、ウ創一七・一
八、一四、八、一五 井母後七・二二、一六 詩一三三・二二 八九・三〇 七・一九、二〇 詩 一七・二三、二五、ヤ申二八・三七 詩 二六、耶二三・八、九、コ代下八・二
五 王上二・四、六、一、ノ母後七・一四、代下 才申四・二六 王下、ク耶七・二四、マ代下七・二一、フ王上六・三七、三八、エ書一九・二七

第九章

一 ソロモン、エホバの家と王の家を建てる事を終へ且凡てソロモンが爲んと欲し望を遂し時 エホ
二 バ再ソロモンに嘗てギベオンにて顯現たまひし如くあらはれたまひて 彼に言たまひけるは我は
三 爾が我まへに願し祈禱と祈願を聽たり我爾が建たる此家を聖別てわが名を永く其處に置べし且わが目とわが心は
四 恒に其處にあるべし 爾若爾の父ダビデの歩みし如く心を完うして正しく我前に歩みわが爾に命じたる如く
五 凡て行ひてわが憲法と律例を守らば 我は爾の父ダビデに告てイスラエルの位に上る人爾に缺ること無るべし
六 と言しごとく爾のイスラエルに王たる位を固うすべし 若爾等又は爾等の子孫全く轉きて我にしたがはずわが
七 爾等のまへに置たるわが誠命と法憲を守らずして往て他の神に事へ之を拜まば 我イスラエルをわが與へたる
八 地の面より絶ん又わが名のために我が聖別たる此家をば我わがまへより投げ棄んしかしてイスラエルは諸の民の
九 中に諺語となり嘲笑となるべし 且又此家は高くあれども其傍を過る者は皆之に驚き嘶きて言んエホバ何故
一〇 に此地に此家に斯爲たまひしやと 人答へて彼等は己の父祖をエジプトの地より導き出せし其神エホバを棄て
一〇 他の神に附従ひ之を拜み之に事へしに因てエホバ此の凡の害惡を其上に降せるなりと言ん
一〇 ソロモン二十年を経て二の家即ちエホバの家と王の家を建をはりヒラムにガリラヤの地の城邑二十を與へ
一〇 たり 其はツロの王ヒラムはソロモンに凡て其望に循ひて香柏と松の木と金を供給たればなり ヒラム、ツ
一〇 ロより出てソロモンが己に與へたる諸邑を見しに其目に善らざりければ 我兄弟よ爾が我に與へたる此等の
一〇 城邑は何なるやといひて之をカブルの地となづけたり其名今日までのこる 嘗てヒラムは金百二十タラントを
一〇 王に遣れり

一四 ソロモン王の徴募人を興せし事は是なり即ちエホバの家と自己の家とミロとエルサレムの石垣とハヅルと

一五 メギドンとゲゼルを建んが爲なりき 一六 エジプトの王パロ嘗て上りてゲゼルを取り火を以て之を燬き其邑に住る

一七 カナン人を殺し之をソロモンの妻なる其女に與へて糲奮と爲り 一七 ソロモン、ゲゼルと下ベテホロンと 一八 バア

一九 ラと國の野にあるタデモル 一九およびソロモンの有てる府庫の諸邑其戦車の諸邑其騎兵の諸邑並にソロモンが

二〇 エルサレム、レバノンおよび其凡の領地に於て建んと欲し者を盡く建たり 二〇凡てイスラエルの子孫に非る

二一 アモリ人へテ人ペリジ人ヒビ人エブス人の遺存る者 二一其地に在て彼等の後に遺存る子孫即ちイスラエルの子孫

二二 の滅し盡すことを得ざりし者にソロモン奴隷の徴募を行ひて今日に至る 二二然どもイスラエルの子孫をば

二三 ソロモン一人も奴隷と爲ざりき其は彼等は軍人彼の臣僕牧伯大將たり戦車と騎兵の長たればなり

二四 ソロモンの工事を管理れる首なる官吏は五百五十人にして工事に働く民を治めたり

二五 爰にパロの女ダビデの城より上りてソロモンが彼のために建たる家に至る其時にソロモン、ミロを建たり

二六 ソロモン、エホバに築きたる壇の上に年に三次燔祭と酬恩祭を獻げ又エホバの前なる壇に香を焚りソロモ

二七 ン斯家を全うせり

二八 ソロモン王エドムの地紅海の濱に於てエラテの邊なるエジオンゲベルにて船數雙を造れり 二九 ヒラム海の

三〇 事を知る舟人なる其僕をソロモンの僕と偕に其船にて遣せり 三〇 彼等オフルに至り其處より金四百二十タラン

三一 トを取てこれをソロモン王の所に携來る

イ王上五・一三	ホ書二六・一〇	士二	チ書一九・四四	代下	ヲ士二・二二、二七、二	ヨ創九・二五、二六	喇	ソ王上三・一	代下八	三三・五	八王上二・二四、八
口王上九・二四	母後	二二九	八・四、六	九・三、一	二・五五、五八	厄七	二	ナ代上八・二二、二三、	ウ王上一〇・一一		井伯二二・二四
五・九	へ書二六・一〇	リ王上四・二六	ワ書二五・六三、一七	・五七、一一・三	ツ王上七・八		一六	ナ代下八・一七、一八			
ハ書一九・三六	ト書二六・三三、二二	又王上九・一	・二二	タ利二五・三九	ホ母後五・九	王上	一六	ム民三三・三五	申二		
ニ書一七・一一	二二	代下八・五	ル代下八・七	カ士二・二八	レ代下八・一〇	代下					

ノ代下九・一 太二二 六六
マ王上五・七 フ詩七二・一〇、一五 一〇、一一
ケ母後八・一五 詩 コ王上九・二七 テ代下九・一一
オ士二四・二二 一 一 ヤ燄八・三四 七三二二 燄八・一五 エ代下二・八、九 ア代下九・一〇

第一〇章

一 シバの女王エホバの名に關するソロモンの風聞を聞き及び難問を以てソロモンを試みんとて來れり
ニ 彼甚だ多くの部從香物と甚だ多くの金と寶石を負ふ駱駝を從へてエルサレムに至る彼ソロモンの
許に來り其心にある所を悉く之に言たるに
三 ソロモン彼に其凡の事を告たり王の知ずして彼に告ざる事無りき

四 シバの女王ソロモンの諸の智慧と其建たる家と
五 其席の食物と其臣僕の列坐る事と其侍臣の伺候および

彼等の衣服と其酒人と其エホバの家に入る階級とを見て全く其氣を奪はれたり
六 彼王にいひけるは我が自己の

國にて爾の行爲と爾の智慧に付て聞たる言は眞實なりき
七 然ど我來りて目に見るまでは其言を信ぜざりしが今

視るに其半も我に聞えざりしなり爾の智慧と昌盛はわが聞たる風聞に越ゆ
八 常に爾の前に立て爾の智慧を聽く

是等の人爾の臣僕は幸福なるかな
九 爾の神エホバは讚べきかなエホバ爾を悦び爾をイスラエルの位に上らせた

まへりエホバ永久にイスラエルを愛したまふに因て爾を王となして公道と義を行はしめたまふなりと
一〇 彼乃ち

金百二十タラント及び甚だ多くの香物と寶石とを王に饋れりシバの女王のソロモン王に饋りたるが如き多くの

香物は重て至ざりき
一 王

二 オフルより金を載來りたるヒラムの船は亦オフルより多くの白檀木と寶石とを運び來りければ
三 王

白檀木を以てエホバの家と王の家とに欄干を造り歌謡者のために琴と瑟を造れり是の如き白檀木は至らざりき

亦今日までも見たることなし
一 王

二 ソロモン王の例に循ひてシバの女王に物を饋りたる外に又彼が望に任せて凡て其求むる物を饋れり

三 斯て彼其臣僕等とともに歸りて其國に往り

一四 儲一年にソロモンの所に至れる金の重量は六百六十六タラントなり 一五 外に又商賈および商旅の交易

一六 並にアラビヤの王等と國の知事等よりも至れり 一七 ソロモン王展金の大楯二百を造れり其大楯には各六百シケル

一八 金の用ひたり 一九 又展金の千三百を造れり一の千に三斤の金を用ひたり王是等をレバノン森林の家に置り

二〇 王又象牙をもて大なる寶座を造り純金を以て之を蔽へり 二一 其寶座に六の階級あり寶座の後に圓き頭あり坐

二二 する處の兩旁に扶手ありて扶手の側に二の獅子立てり 二三 又其六の階級に十二の獅子此旁彼旁に立り是の如き者

二四 を作れる國はあらざりき 二五 ソロモン王の用ひて飲る器は皆金なり又レバノン森林の家の器も皆純金にして銀の

二六 物無りき銀はソロモンの世には貴まさりしなり 二七 其は王海にタルシシの船を有てヒラムの船と供にあらしめ

二八 タルシシの船をして三年に一度金銀象牙猿猴および孔雀を載て來らしめられたればなり 二九

三〇 抑ソロモン王は富有と智慧に於て天下の諸の王よりも大なりければ 三一 天下皆神がソロモンの心に授け

三二 たまへる智慧を聽んとてソロモンの面を見んことを求めたり 三三 人々各其禮物を携へ來る即ち銀の器金の器

三十四 衣服 甲冑 香物 馬 騾 毎歲定分ありき 三五

三六 ソロモン戰車と騎兵を集めたるに戰車千四百輛騎兵壹萬二千ありきソロモン之を戰車の城邑に置き

三十七 或はエルサレムにて王の所に置り 三十八 王エルサレムに於て銀を石の如くに爲し香柏を平地の桑樹の如くに爲して

三十九 多く用ひたり 四十 ソロモンの馬を獲たるはエジプトとコアよりなり即ち王の商賈コアより價值を以て取り 四一 エ

四二 ジプトより上り出る戰車一輛は銀六百にして馬は百五十なりき斯のごとくヘテ人の凡の王等およびスリアの

四三 王等のために其手をもて取出せり 四四

イ代下九・二四 詩 ハ王上七・二
七二・二〇 二代下九・二七
口王上一四・二六 水代下九・二〇
へ創一〇・四 代下 四・三〇
二〇・三六 代下 四・三〇
ト王上三・二二、二三、
チ王上四・二六 代下 二・一五、一七
一・一四、九・二五 ル申一七・一六 代下
リ申一七・一六 一・一六、九・二八
又代下二・一五、一七 一・一四、王下七・六
一・一六、九・二八 一・一六、九・二八
ワ尼一三・二六 三・三、四
カ申一七・一七 夕申一七・一七 尼
ヨ出三四・一六 申七

一三・二六
レ王上八・六一
ソ王上九・四
ツ王上一・三三 士 王上十一・七
二・二三 王下二二 士 王上十一・七
ナ民一四・二四
ラ民三三・五二
ム民二一・二九 士 王上十一・二二
一・二二
ウ王下二二・二三
オ王上六・二二、九・六 ヤ 律後七・一五 詩
ク王上一・三二、一 八九・三三
ノ王上三・五、九・二 二・二五、二六
マ申一・二、一
ケ王上一・二、二〇
フ代上五・二六
ヨ 律後八・二四 代上
一八・二二、二三

第一章

一 ソロモン王バロの女の外に多の外國の婦を寵愛せり即ちモアブ人アンモ二人エドミ人シドン人へ
テ人の婦を寵愛せり 二 エホバ曾て是等の國民についてイスラエルの子孫に言たまひけらく爾等は

彼等と交るべからず彼等も亦爾等と交るべからず彼等必ず爾等の心を轉して彼等の神々に従はしめんとしかるに

ソロモン彼等を愛して離れざりき 彼妃公主七百人 嬪 三百人あり其妃等彼の心を轉せり ソロモンの年

老たる時妃等其心を轉移して他の神に従はしめければ彼の心其父ダビデの心の如く其神エホバに全からざりき

其はソロモン、シドン人の神アシタロテに従ひアンモ二人の惡むべき者なるモロクに従ひたればなり ソロ

モン斯エホバの目のまへに惡を行ひ其父ダビデの如く全くはエホバに従はざりき 爰にソロモン、モアブの憎

むべき者なるケモシの爲又アンモの子孫の憎むべき者なるモロクのためにエルサレムの前なる山に崇邱を築

けり 彼又其異邦の凡の妃の爲にも然せしかば彼等は香を焚て己々の神を祭れり

九 ソロモンの心轉りてイスラエルの神エホバを離れしによりてエホバ彼を怒りたまふエホバ嘗て兩次彼に顯

一〇 此事に付て彼に他の神に従ふべからずと命じたまひけるに彼エホバの命じたまひし事を守らざりしなり

二 エホバ、ソロモンに言たまひけるは此事爾にありしに因り又汝わが契約とわが爾に命じたる法憲を守らざり

三 しに因て我必ず爾より國を裂きはなして之を爾の臣僕に與ふべし 然ど爾の父ダビデの爲に爾の世には之を爲

二 ざるべし我爾の子の手より之を裂きはなさん 但し我は國を盡くは裂きはなさずしてわが僕ダビデのために又

わが選みたるエルサレムのために一の支派を爾の子に與へんと

二四 是に於てエホバ、エドミ人ハダデを興してソロモンの敵と爲したまふ彼はエドム王の裔なり 曩にダビ

二六 デ、エドムに事ありし時軍の長ヨアブ上りて其戦死せし者を葬りエドムの男を盡く撃殺しける時に方りて (ヨ

二七 アブはエドムの男を盡く絶までイスラエルの群衆と偕に六月其處に止れり) ハダデ其父の僕なる數人のエド

二八 ミ人と共に逃てエジプトに往んとせり時にハダデは尙小童子なりき 彼等ミデアンを起出てバランに至りバラ

二九 ンより人を伴ひてエジプトに往きエジプトの王パロに詣るにパロ彼に家を與へ食糧を定め且土地を興へたり

三〇 ハダデ大にパロの心になひしかばパロ己の妻の妹即ち王妃タベネスの妹を彼に妻せり タベネスの妹

三一 彼に男子ゲヌバテを生ければタベネス之をパロの家の中に乳離せしむゲヌバテ、パロの家にてパロの子の中に

三二 ありき ハダデ、エジプトに在てダビデの其先祖と偕に寝りたると軍の長ヨアブの死たるを聞しかばハダデ、

三三 パロに言けるは我を去しめてわが國に往しめよと パロ彼にいひけるは爾我とともにありて何の缺たる處あり

三四 てか爾の國に往ん事を求むる彼言ふ何も無し然どもねがはくは我を去しめよ去しめよ

三五 神又エリアダの子レゾンに興してソロモンの敵となせり彼は其主人ゾバの王ハダデゼルの許を逃さりたる

三六 者なり ダビデがゾバの人を殺したる時に彼人を自己に集めて一隊の首領となりしが彼等ダマスコに往て彼處

三七 に住みダマスコを治めたり ハダデが爲たる害の外にレゾン、ソロモンの一生の間イスラエルの敵となれり

三八 彼イスラエルを惡みてスリアに王たりき

三九 ゼレダのエフラタ人ネバテの子ヤラベアムはソロモンの僕なりしが其母の名はゼルヤと曰て嫠婦なりき

四〇 彼も亦其手を擧て王に敵す 彼が手を擧て王に敵せし故は此なりソロモン、ミロを築き其父ダビデの城の損缺

四一 を塞ぎ居たり 其人ヤラベアムは大なる能力ある者なりしかばソロモン此少者が事に勤むるを見て之を立てヨ

四二 セフの家の凡の役を督どらしむ 其頃ヤラベアム、エルサレムを出し時シロ人なる預言者アヒヤ路にて彼に遭

イ民二四・一九 申 八 母後八・三三 水王上一二・二 代下 ト王上九・二四 四・五 王上二一・一 一、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一

〇 へり彼は新しき衣服を著ゐたりしが彼等二人のみ野にありき アヒヤ其著たる新しき衣服を執へて之を十二片

一 に裂き ヤラベアムに言けるは爾自ら十片を取れイスラエルの神エホバ斯言たまふ視よ我國をソロモンの手

二 より裂きはなして爾に十の支派を與へん (但し彼はわが僕ダビデの故に因り又わがイスラエルの凡の支派の

三 中より選みたる城エルサレムの故に因りて一の支派を有つべし) 其は彼等我を棄てシドン人の神アシタロテと

四 モアブの神ケモシとアンモンの子孫の神モロクを拜み其父ダビデの如くわが道に歩てわが目に適ふ事わが法憲と

五 わが律例を行はざればなり 然ども我は國を盡くは彼の手より取ざるべし我が選みたるわが僕ダビデわが命令

六 とわが法憲を守りたるに因て我彼が爲にソロモンを一生の間主たらしむべし 然ど我其子の手より國を取て

七 其十の支派を爾に與へん 其子には我一の支派を與へてわが僕ダビデをしてわが己の名を置んとてわがために

八 擇みたる城エルサレムにてわが前に常に一の光明を有しめん 我爾を取ん爾は凡て爾の心の望む所を治め

九 イスラエルの上に王となるべし 爾若わが爾に命する凡の事を聽て吾が道に歩みわが目に適ふ事を爲しわが僕

〇 ダビデが爲し如く我が法憲と誠命を守らば我爾と偕にありてわがダビデのために建しごとく爾のために鞏固き

家建てイスラエルを爾に與ふべし 我之がためにダビデの裔を苦めんされど永遠には非じと ソロモン、

ヤラベアムを殺さんと求めければヤラベアム起てエジプトに逃遁れエジプトの王シシヤクに至りてソロモンの

死ぬるまでエジプトに居たり

一 ソロモンの其餘の行爲と凡て彼が爲たる事および其智慧はソロモンの行爲の書に記さるゝにあらずや

二 ソロモンのエルサレムにてイスラエルの全地を治めたる日は四十年なりき ソロモン其父祖と偕に寢りて

其父ダビデの城に葬らる其子レハベアム之に代て王となれり

第一二章

爰にレハベアム、シケムに往り其はイスラエル皆彼を王と爲んとてシケムに至りたればなり

ネバテの子ヤラベアム尙エジプトに在て聞りヤラベアムはソロモン王の面をさけて逃さりエジブ

トに住居たるなり 時に人衆人を遣はして彼を招けり斯てヤラベアムとイスラエルの會衆皆來りてレハベアム

に告て言けるは 汝の父我儕の軛を難くせり然ども爾今爾の父の難き役と爾の父の我儕に蒙らせたる重き軛を

軽くせよ然ば我儕爾に事へん レハベアム彼等に言けるは去て三日を経て再び我に來れと民乃ち去り

レハベアム王其父ソロモンの生る間其前に立たる老人等と計りていひけるは爾等如何に教へて此民に答へ

しむるや 彼等レハベアムに告て言けるは爾若今日此民の僕となり之に事へて之に答へ善き言を之に語らば

彼等永く爾の僕となるべしと 然に彼老人の教へし教を棄て自己と俱に生長て己のまへに立つ少年等と計れり

即ち彼等に言けるは爾等何を教へて我儕をして此我に告て爾の父の我儕に蒙むらせし軛を軽くせよと言ふ民に

答へしむるやと 彼と偕に生長たる少年彼に告ていひけるは爾に告て爾の父我儕の軛を重くしたれど爾これを

我儕のために軽くせよと言たる此民に爾斯言べし我が小指はわが父の腰よりも太し またわが父爾等に重き

軛を負せたりしが我は更に爾等の軛を重くせん我父は鞭にて爾等を懲したれども我は馱をもて爾等を懲んと爾斯

彼等に告べしと

ヤラベアムと民皆王の告て第三日に再び我に來れと言しごとく第三日にレハベアムに詣りしに 王荒々

しく民に答へ老人の教へし教を棄て 少年の教の如く彼等に告て言けるは我父は爾等の軛を重くしたりしが

イ太一・七 王上一・四〇 へ代下一〇・七 殿
口代下一〇・ 王母前八・一一—一八 一五・一
ハ王上一・二二六 王上四・七

ト王上一二・二四 士 二五・二〇 一四・四 代下一〇 王上一一・一二、 又王上一一・一三、 一五、 二二・七、 三一、 三六、
リ母後二〇・一 三三二
ル王上四・六・五・一四 三三二
ヲ王上一七・二一 一三三、
ワ王上一一・一三、 三六、
カ代下一一・一
ヨ代下一二・二
タ王上一二・一五
レ士九・四五
ソ士八・一七

二五 我は更に爾等の鞭を重くせん我父は鞭を以て爾等を懲したれども我は鞭をもて爾等を懲さんと 王斯民に聽ざ

りき此事はエホバより出たる者なり是はエホバその嘗てシロ人アヒヤに由てネバテの子ヤラベアムに告し言を
おこなはんとて爲たまへるなり

一六 かくイスラエル皆王の己に聽ざるを見たり是において民主に答へて言けるは我儕ダビデの中に何の分あら
んやエサイの子の中に産業なしイスラエルよ爾等の天幕に歸れダビデよ今爾の家を視よと而してイスラエルは

一七 其天幕に去りゆけり 然どもユダの諸邑に住るイスラエルの子孫の上にはレハベアム其王となれり 一八 レハベ
アム王徵募頭なるアドラムを遣はしけるにイスラエル皆石にて彼を撃て死しめられたればレハベアム王急ぎて其車に

一九 登りエルサレムに逃たり 斯イスラエル、ダビデの家に背きて今日にいたる 爰にイスラエル皆ヤラベアム
の歸りしを聞て人を遣して彼を集會に招き彼をイスラエルの全家の上に王と爲りユダの支派の外はダビデの家に

二〇 従ふ者なし
二一 ソロモンの子レハベアム、エルサレムに至りてユダの全家とベニヤミンの支派の者即ち壯年の武夫十八萬

二三 を集む斯してレハベアム國を己に販さんがためにイスラエルの家と戦はんとせしが 神の言神の人シマヤに
臨みて曰く 二四 ソロモンの子ユダの王レハベアムおよびユダとベニヤミンの全家並に其餘の民に告て言べし

二五 エホバ斯言ふ爾等上るべからず爾等の兄弟なるイスラエルの子孫と戦ふべからず各人其家に歸れ此事は
我より出たるなりと彼等エホバの言を聽きエホバの言に循ひて轉り去りぬ

二六 ヤラベアムはエフライムの山地にシケムを建て其處に住み又其所より出てベヌエルを建たり 爰にヤラ

二七 ペアム其心に謂けるは國は今ダビデの家に歸らん 若此民エルサレムにあるエホバの家に禮物を獻げんとて

二八 上らば此民の心ユダの王なる其主レハベアムに歸りて我を殺しユダの王レハベアムに歸らんと 是に於て王

計議て二の金の積を造り人々に言けるは爾らのエルサレムに上ること既に足りイスラエルよ爾をエジプトの地よ

三〇 り導き上りし汝の神を視よと 而して彼一をベテルに安ゑ一をダンに置り 此事罪となれりそは民ダンに迄

三二 往て其一の前に詣たればなり 彼又崇邱の家を建てレビの子孫にあらざる凡民を祭司となせり ヤラベ

三三 アム八月に節期を定めたり即ち其月の十五日なりユダにある節期に等し而して壇の上に上りたりベテルにて彼斯

爲し其作りたる積に禮物を獻げたり又彼其造りたる崇邱の祭司をベテルに立たり かく彼其ベテルに造れる

壇の上に八月の十五日に上れり是は彼が己の心より造り出したる月なり而してイスラエルの人々のために節期を

定め壇の上にのぼりて香を焚り

第一三章

一 視よ爰に神の人エホバの言に由てユダよりベテルに來れり時にヤラベアムは壇の上に立て香を焚

二 わたり 神の人乃ちエホバの言を以て壇に向ひて呼はり言けるは壇よ壇よエホバ斯言たまふ視よ

三 ダビデの家にヨシアと名くる一人の子生るべし彼爾の上に香を焚く所の崇邱の祭司を爾の上に獻げん且人の骨

四 爾の上に焼れんと 是日彼異蹟を示して言けるは是はエホバの言たまへる事の異蹟なり視よ壇は裂け其上に

五 ある灰は傾出んと ヤラベアム王神の人がベテルにある壇に向ひて呼はりたる言を聞る時其手を壇より伸し

六 彼を執へよと言けるが其彼に向ひて伸したる手枯て再び屈縮ることを得ざりき しかして神の人がエホバの

言を以て示したる異蹟の如く壇は裂け灰は壇より傾出たり 王答て神の人に言けるは請ふ爾の神エホバの面を

イ申一二・五、六 ハ出三三・四、八 ホ士一八・二九 ト王上一三・三二 一七・三二 代下 利二三・三三、三四 又歴七・二三
ロ王下一〇・二九、一 二創二八・一九 何四 へ王上一三・三四 王上 一・一四、一五 結 民二九・一二 王上 ル民一五・三九 王下二二・一七
七・二六 七・二五 下二七・二一 一三・三三 王下 四四・七八 八・二五 王上二二・一 三三

ヨ王下二三・一五・一 一八 哥前二・二三 七 徒八・二四 雜
六 出八・八、九、二八、 五・一六
夕賽七・一四 約二・ 一〇・二七 民二二
ソ母後九・七 王下五 一・二三
二・一五 哥前五・一一
ツ民二二・二八、二四 ナ王上一三・八、九
ラ王上一〇・三五 撒
前四・一五

和めわが爲に祈りてわが手を本に復しめよ神の人乃ちエホバの面を和めければ王の手本に復りて前のごとくに
成り 是において王神の人に言けるは我と與に家に來りて身を息めよ我爾に禮物を與へんと 神の人王に
言けるは爾假令爾の家の半を我に與ふるも我は爾とともに入じ又此所にてパンを食す水を飲ざるべし 其は
エホバの言我にパンを食ふなかれ水を飲なかれ又爾が往る途より歸るなかれと命じたればなりと 斯彼他途を
往き自己がベテルに來れる途よりは歸らざりき

二 爰にベテルに一人の老たる預言者住りたりしが其子等來りて是日神の人がベテルにて爲たる諸事を彼に宣

三 たり亦神の人の王に言たる言をも其父に宣たり 其父彼等に彼は何の途を往しやといふ其子等ユダより來りし

神の人の往たる途を見たればなり 彼其子等に言けるは我ために驢馬に鞍おけと彼等驢馬に鞍おきければ彼

之に乗り 神の人の後に往きて椽の樹の下に坐するを見之にいひけるは汝はユダより來れる神の人なるか其人

然りと言ふ 彼其人にいひけるは我と偕に家に往てパンを食へ 其人いふ我は汝と偕に歸る能はず汝と偕に

入あたはず又我は此處にて爾と偕にパンを食す水を飲じ 其はエホバの言我に爾彼處にてパンを食ふなかれ

水を飲なかれ又爾が至れる所の途より歸り往なかれと言たればなりと 彼其人にいひけるは我も亦爾の如く

預言者なるが天の使エホバの言を以て我に告て彼を爾と偕に爾の家に携かへり彼にパンを食はしめ水を飲しめよ

といへりと是其人を誑けるなり 是において其人彼と偕に歸り其家にてパンを食ひ水を飲り

彼等が席に坐せし時エホバの言其人を携歸し預言者に臨みければ 彼ユダより來れる神の人に向ひて

呼はり言けるはエホバ斯言たまふ爾エホバの口に違き爾の神エホバの爾に命じたまひし命令を守らずして歸り

三三 エホバの爾にパンを食ふなかれ水を飲なかれと言たまひし處にてパンを食ひ水を飲たれば爾の屍は爾の父祖
 三三 の墓に至らざるべしと 其人のパンを食ひ水を飲し後彼其人のため即ち己が携歸りたる預言者のために驢馬に
 三四 鞍おけり 斯て其人往けるが獅子途にて之に遇ひて之を殺せり而して其屍は途に棄られ驢馬は其傍に立ち
 三五 獅子も亦其屍の側に立り 人々經過て途に棄られたる屍と其屍の側に立る獅子を見て來り彼老たる預言者
 三六 の住る邑にて語れり
 三六 彼人を途より携歸りたる預言者聞て言けるは其はエホバの口に遠きたる神の人なりエホバの彼に言たまひ
 三七 し言の如くエホバ彼を獅子に付したまひて獅子彼を裂き殺せりと しかして其子等に語りて言けるは我ために
 三八 驢馬に鞍おけと彼等鞍おきければ 彼往て其屍の途に棄られ驢馬と獅子の其屍の傍に立るを見たり獅子は
 三九 屍を食はず驢馬をも裂ざりき 預言者乃ち神の人の屍を取あげて之を驢馬に載せて携歸りしかして其老
 四〇 たる預言者邑に入り哀哭みて之を葬れり 即ち其屍を自己の墓に置め皆之がために嗚呼わが兄弟よといひて
 四一 哀哭り 彼人を葬りし後彼其子等に語りて言けるは我が死たる時は神の人を葬りたる墓に我を葬りわが骨を
 四二 彼の骨の側に置めよ 其は彼がエホバの言を以てベテルにある壇にむかひ又サマリアの諸邑に在る崇邱の
 四三 凡の家に向ひて呼はりたる言は必ず成べければなり
 四三 斯事の後ヤラベアム其惡き途を離れ歸ずして復凡の民を崇邱の祭司と爲り即ち誰にても好む者は之を
 四四 立てければ其人は崇邱の祭司と爲り 此事ヤラベアムの家の罪戾となりて遂に之をして地の表面より消失せ
 滅亡に至らしむ

イ王上一三・九 ニ王下二三・一七、一 二三・一六、一九 三二 代下一・ 五王上一二・三〇
 口王上一〇・三六 八 へ王上一六・二四 一五、一三・九 又王上一四・一〇
 ハ耶二三・一八 水王上一三・二 王下 ト王上一二・三二、 士七・二二

ル王上一・三二
カ母後一二・七、八
タ王上一・三三、三
下二一・一五
ツ王上一五・二九
ナ王上一二・二一
王
・二四
一九・三
ヲ母前九・七、八
王上一六・二
八、一五・五
ソ尼九・二六
詩五〇
ネ申三二・三六
王下
下九・八
ム王上一四・一七
井王上一五・二七、
ワ王上一・二九
ヨ王上一・三一
レ王上一二・二八
代
・二七
緒二三・三五
一四・二六
ラ王上一六・四、二一
ウ代下二二・二二、
二八、二九

第一四章

一 當時ヤラベアムの子アビヤ疾むたり 二 ヤラベアム其妻に言けるは請ふ起て装を改へ人をして

汝がヤラベアムの妻なるを知しめずしてシロに往け彼處にわが此民の王となるべきを我に告たる

三 預言者アヒヤをる 汝の手に十のパン及び菓子と一瓶の蜜を取て彼の所に往け彼汝に此子の如何になるかを示

四 すべしと ヤラベアムの妻是爲し起てシロに往きアヒヤの家に至りしがアヒヤは年齢のために其目凝て見る

五 ことを得ざりき エホバ、アヒヤにいひたまひけるは視よヤラベアムの妻其子疾るに因て其に付て汝に一の事

を諮んとて来る汝斯々彼に言べし其は彼入り来る時其身を他の人とすべければなり

六 彼が戸の所に入來れる時アヒヤ其履聲を聞て言けるはヤラベアムの妻入よ汝何ぞ其身を他の人とするや

七 我汝に嚴酷き事を告るを命ぜらる 往てヤラベアムに告べしイスラエルの神エホバ斯言たまふ我汝を民の中よ

八 り擧げ我民イスラエルの上に汝を君となし 國をダビデの家より裂き離して之を汝に與へたるに汝は我僕ダビ

九 デの我が命令を守りて一心に我に従ひ唯わが目に適ふ事のみを爲しが如くならずして 汝の前に在し凡の者よ

一〇 りも惡を爲し往て汝のために他の神と鑄たる像を造り我が怒を激し我を汝の背後に棄たり 是故に視よ我ヤラ

ベアムの家に災害を下しヤラベアムに屬する男はイスラエルにありて繋かれたる者も繋かれざる者も盡く絶ち人

二 の塵埃を残りなく除くがごとくヤラベアムの家の後を除くべし ヤラベアムに屬する者の邑に死るをば犬之を

三 食ひ野に死ぬるをば天空の鳥之を食はんエホバ之を語たまへばなり 爾起て爾の家に往け爾の足の邑に入る時

四 子は死ぬべし 而してイスラエル皆彼のために哀みて彼を葬らんヤラベアムに屬する者は唯是のみ墓に入るべ

し其はヤラベアムの家の中にて彼はイスラエルの神エホバに向ひて善き意を懷けばなり 五 エホバ、イスラエル

二四 上に一人の王を興さん彼其日にヤラベアムの家を斷絶べし但し何れの時なるか今即ち是なり 又エホバ、イス

二五 ラエルを撃て水に搖撼ぐ葦の如くになしたまひイスラエルを其父祖に賜ひし此善地より抜き去りて之を河の外に

二六 散したまはん彼等其アシラ像を造りてエホバの怒を激したればなり エホバ、ヤラベアムの罪の爲にイスラエ

二七 ルを棄たまふべし彼は罪を犯し又イスラエルに罪を犯さしめたりと

二八 ヤラベアムの妻起て去テルザに至りて家の閥に臻れる時子は死り イスラエル皆彼を葬り彼の爲に

二九 哀めりエホバの其僕預言者アヒヤによりて言たまへる言の如し

三〇 ヤラベアムの其餘の行爲彼が如何に戦ひしか如何に世を治めしかは視よイスラエルの王の歴代志の書に

三一 記載る ヤラベアムの王たりし日は二十二年なりき彼其父祖と偕に寝りて其子ナダブ之に代りて王となれり

三二 ソロモンの子レハベアムはユダに王たりきレハベアムは王と成る時四十一歳なりしがエホバの其名を置ん

三三 とてイスラエルの諸の支派の中より選みたまひし邑なるエルサレムにて十七年王たりき其母の名はナアマといひ

三四 てアンモニ人なり ユダ其父祖の爲たる諸の事に超てエホバの目の前に惡を爲し其犯したる罪に由てエホバの

三五 震怒を激せり 其は彼等も諸の高山の上と諸の青木の下に崇邱と碑とアシラ像を建たればなり 其國には

三六 亦男色を行ふ者ありき彼等はエホバがイスラエルの子孫の前より逐攘ひたまひし國民の中にあし諸の憎むべき

三七 事を傲ひ行へり

三八 レハベアム王の第五年にエジプトの王シシヤク、エルサレムに攻上り エホバの家の寶物と王の家の

イ書二三・一五、一六 詩 ホ王上一二・三〇、一 五二・三三 歌六・四 ル王上一・三六 一〇・二二 王上 一・二九、一〇、
口王上一七・六 詩 五二・三五 三・三四、一五・三 王上一四・一三 七代下二二・二 結一六 四六 王下二三・七 一五・二二、二二、
五二・五 八王下一五・二九 〇、三四、一六・二 王上一四・一三 七代下二二・二 結一六 四六 王下二三・七 一五・二二、二二、
二出三四・一三 申 へ王上一六・六、八、一 又代下二二・二三 七八・五八 哥前 王下一七・九、一〇 下二二・二 王上 一〇・一七
ラ代下二二・一五

ム王上一二・三四、一ウ代下一二・二六 一・七 二二、三二
五・六 代下一三、 井王上一四・二二 オ代下一三・二二 ヤ代下一三・二二
一五 ノ代下一二・二六 木 ク代下一二・二〇、 マ代下一二・二二 フ王上一・三三、
エ母後一一・四、一五、 ア王上一四・三〇 キ代下一四・一

三七 寶物を奪ひたり即ち盡く之を奪ひ亦ソロモンの造りたる金の楯を皆奪ひたり 二七 レハベアム王其代に銅の楯を
二八 造りて王の家の門を守る侍衛の長の手に付せり 二八 王のエホバの家に入る毎に侍衛之を負ひ復之を侍衛の房に
携歸れり

三〇 二九 二九
レハベアムの其餘の行爲と其凡て爲たる事はユダの王の歴代志の書に記さるゝに非ずや 三〇 レハベアムと
三二 ヤラベアムの間に戦争ありき 三二 レハベアム其先祖と偕に寝りて其先祖と共にダビデの城に葬らる其母の名は
ナアマといひてアンモニ人なり其子アビヤム之に代りて王と爲り

第一五章

二一 一 一 二 三
ネバテの子ヤラベアム王の第十八年にアビヤム、ユダの王となり 二 エルサレムにて三年世を治
めたり其母の名はマアカといひてアブサロムの女なり 三 彼は其父が己のさきに爲たる諸の罪を
行ひ其心其父ダビデの心の如く其神エホバに完全からざりき 四 然に其神エホバ、ダビデの爲にエルサレムに
於て彼に一の燈明を興へ其子を其後に興しエルサレムを固く立しめ賜へり 五 其はダビデはヘテ人ウリヤの事の
外は一生の間エホバの目に適ふ事を爲て其己に命じたまへる諸の事に背かさりければなり 六 レハベアムとヤラ
ベアムの間には其一生の間戦争ありき

七 アビヤムの其餘の行爲と凡て其爲たる事はユダの王の歴代志の書に記載さるゝにあらすやアビヤムとヤラ
八 ベアムの間に戦争ありき 八 アビヤム其先祖と俱に寝りしかば之をダビデの城に葬りぬ其子アサ之に代りて王と
爲り

九 一〇
イスラエルの王ヤラベアムの第二十年にアサ、ユダの王となり 一〇 エルサレムにて四十一年世を治めたり

二二 其母の名はマアカといひてアブサロムの女なり 二二 アサは其父ダビデの如くエホバの目に適ふ事を爲し 二三 男色

二二 を行ふ者を國より逐ひ出し其父祖等の造りたる諸の偶像を除けり 二三 彼は亦其母マアカのアシラの像を造りしが

二四 ために之を貶して太后たらしめざりき而してアサ其像を毀ちてキデロンの谷に焚棄たり 二四 但し崇邱は除か

二五 ざりき然どアサの心は一生の間エホバに完全かりき 二五 彼其父の献納めたる物と己のをさめたる物金銀器を

エホバの家に携へいりぬ

二六 アサとイスラエルの王バアシヤの間に一生の間戦争ありき 二七 イスラエルの王バアシヤ、ユダに攻上り

二八 ユダの王アサの所に誰をも往來せざらしめん爲にラマを築けり 二八 是に於てアサ王エホバの家の府庫と王の家の

府庫に残れる所の金銀を盡く將て之を其臣僕の手付し之をダマスコに住るスリアの王ヘジヨンの子タブリモン

一九 の子なるベネハダデに遣はして言けるは 一九 わが父と爾の父の間の如く我と爾の間に約を立ん視よ我爾に金銀

二〇 の禮物を餽れり往て爾とイスラエルの王バアシヤとの約を破り彼をして我を離れて上らしめよ 二〇 ベネハダデ、

アサ王に聽きて自己の軍勢の長等を遣はしてイスラエルの諸邑を攻めイヨンとダンとアベルベテマアカおよび

二二 キンネレテの全地とナフタリの全地とを撃り 二二 バアシヤ聞及びラマを築くことを罷てテルザに止り 二三 是に於

てアサ王令をユダ全國に降したり一人も免かれし者なし斯して即ちバアシヤが用ひてラマを築きたる石と材木を

取きたらしめアサ王之用てベニヤミンのゲバとミツバを築けり

二三 アサの其餘の行爲と其諸の功業と凡て其爲たる事および其建たる城邑はユダの王の歴代志の書に記載さる

二四 るにあらずや但し彼は年老るに及びて其足を病たり 二四 アサ其父祖と偕に寢りて其父ダビデの城に其父祖と偕に

イ王上一五・二二 二二・四六 へ王上一二・四三代 子代下一六・一

口代下一四・二 二代下一五・一六 下一五・二七 一八 王上一二・二七 二四

ハ王上一四・二四、 水出三一・二〇 ト王上一五・三 又書一八・二五 王上一・二二、 二二

ル王上一・二二、 二二、 二四 王下一五・二九 二四 王下一六・六 二四

タ代下一六・二二 二四 王下一五・二九 二四 王下一六・六 二四

レ番二一・二七 二四 王下一五・二九 二四 王下一六・六 二四

ソ番一八・二六 二四 王下一五・二九 二四 王下一六・六 二四

ツ代下一六・二二 二四 王下一五・二九 二四 王下一六・六 二四

ネ代下二七・一 太一 一四・一六 二二三 王上一六・一
ナ王上一二・三〇、 ム番一九・四四、二二 ウ王上一四・一〇、 ノ王上一五・一六 一四
オ王上一二・二八、ニク 王上一六・七 代下 マ王上一五・三四 一五・二九
九、一三・三三、一 一九二、二〇・三四 ケ王上一六・一一 一五・二九
四・一六 ヤ王上一四・七 フ王上一四・一〇 一五・二九
一五・二九

葬らる其子ヨシヤバテ之に代りて王と爲り

ユダの王アサの第二年にヤラベアムの子ナダブ、イスラエルの王と爲り二年イスラエルを治めたり 彼

エホバの目のまへに悪を爲其父の道に歩行み其イスラエルに犯させたる罪を行へり 爰にイツサカルの家のア

ヒヤの子バアシヤ彼に敵して黨を結びペリシテ人に屬するギベトンにて彼を撃り其はナダブとイスラエル皆ギベ

トンを圍み居たればなり ユダの王アサの第三年にバアシヤ彼を殺し彼に代りて王となれり バアシヤ王と

なれる時ヤラベアムの全家を撃ち氣息ある者は一人もヤラベアムに残さずして盡く之を滅せりエホバの其僕シロ

人アヒヤに由て言たまへる言の如し 是はヤラベアムが犯し又イスラエルに犯させたる罪の爲め又彼がイスラ

エルの神エホバの怒を惹き起したる事に因るなり

ナダブの其餘の行爲と凡て其爲たる事はイスラエルの王の歴代志の書に記載さるゝにあらずや アサと

イスラエルの王バアシヤの間に一生のあひだ戦争ありき

ユダの王アサの第三年にアヒヤの子バアシヤ、テルザに於てイスラエルの全地の王となりて二十四年を経

たり 彼エホバの目のまへに悪を爲しヤラベアムの道にあゆみ其イスラエルに犯させたる罪を行へり

爰にエホバの言ハナニの子エヒウに臨みバアシヤを責て曰く 我爾を塵の中より擧て我民イス

ラエルの上に君となしたるに爾はヤラベアムの道に歩行みわが民イスラエルに罪を犯させて其罪を

もて我怒を激したり されば我バアシヤの後と其家の後を除き爾の家をしてネバテの子ヤラベアムの家の如く

ならしむべし バアシヤに屬する者の城邑に死るをば犬之を食ひ彼に屬する者の野に死るをば天空の鳥これを

第一十六章

食はんと

五 パアシヤの其餘の行爲と其爲たる事と其功績はイスラエルの王の歴代志の書に記載さるゝにあらずや

六 バアシヤ其父祖と俱に寢りてテルザに葬らる其子エラ之に代りて王となれり

七 エホバの言亦ハナニの子

エヒウに由て臨みバアシヤと其家を責む是は彼がエホバの目のまへに諸の悪事を行ひ其手の所爲を以てエホバの怒を激してヤラベアムの家に倣たるに縁り又其ナダブを殺したるに縁てなり

八 ユダの王アサの第二十六年にバアシヤの子エラ、テルザに於てイスラエルの王となりて二年を経たり

九 彼がテルザにありてテルザの宮殿の宰アルザの家において飲み酔たる時其僕ジムリ戦車の半を督どる者之に

一〇 敵して黨を結べり 即ちユダの王アサの第二十七年にジムリ入て彼を撃ち彼を殺し彼にかはりて王となれり

二 彼王となりて其位に上れる時バアシヤの全家を殺し男子は其親族にもあれ朋友にもあれ一人も之に遺さざり

三 き ジムリスバアシヤの全家を滅ぼせりエホバが預言者エヒウに由てバアシヤを責て言たまへる言の如し

三 是はバアシヤの諸の罪と其子エラの罪のためなり彼等は罪を犯し又イスラエルをして罪を犯し其虚物を以

四 てイスラエルの神エホバの怒を激さしめたり

四 エラの其餘の行爲と凡て其爲たる事はイスラエルの王の歴代志の書に記載さるゝにあらずや

五 ユダの王アサの第二十七年にジムリ、テルザにて七日の間王たりき民はペリシテ人に屬するギベトンに向ひて陣どり居たりしが

六 陣どれる民ジムリは黨を結び亦王を殺したりと言を聞き是に於てイスラエル皆其日

陣營にて軍の長オムリをイスラエルの王となせり

七 オムリ乃ちイスラエルの衆と偕にギベトンより上りてテル

イ代下二六・一 ハ王上一六・一 ホ王下九・三一 七王上一六・三
 口王上一四・一七・一 二王上一五・二七、 へ母前二五・二二 一三三・二二 母前 前八・四、一〇・一九
 五・二二 二九 何一・四 ト王上一六・一 一三三・二二 賽四一 又王上一五・二七

ル王上一二・二八、一 下二七・二四 約四 カ王上一六・一九
五・二六、三四 四 ヨ王上一六・一三 レ申七・三
ヲ王上一三・三二 王ヲ米六・一六 タ士一八・七 ソ王上一二・二五、二 ツ王上一〇・二一、
六王下一〇・一八、 二六、二七 一七・二六

一八 ザを圍り 一八 ジムリ其邑の陥るを見て王の家の天守に入り王の家に火をかけて其中に死り 一九
罪によりてなり彼エホバの目のまへに惡を爲しヤラベアムの道にあゆみヤラベアムがイスラエルに罪を犯させて
爲したるところの罪を行ひたり 二〇 ジムリの其餘の行爲と其なしたる徒黨はイスラエルの王の歴代志の書に記載
るゝにあらずや

二一 其時にイスラエルの民二分れ民の半はギナテの子テブニに従ひて之を王となさんとし半はオムリに従へ
二二 オムリに従へる民ギナテの子テブニに従へる民に勝てテブニは死てオムリ王となれり 二三 ユダの王アサの
第三十一年にオムリ、イスラエルの王となりて十二年を経たり彼テルザにて六年王たりき 二四 彼銀二タラントを
以てセメルよりサマリア山を買ひ其上に邑を建て其建たる邑の名を其山の故主なりしセメルの名に循ひてサマリ
アと稱り 二五 オムリ、エホバの目のまへに惡を爲し其先に在し凡の者よりも惡き事を行へり 二六 彼はネバテの子
ヤラベアムの凡の道にあゆみヤラベアムがイスラエルをして罪を犯し其虚物を以てイスラエルの神エホバの怒
をおこさしめたる其罪を行へり 二七 オムリの爲たる其餘の行爲と其なしたる功績はイスラエルの王の歴代志の書
に記載るゝにあらずや 二八 オムリ其父祖と偕に寝りてサマリアに葬らる其子アハブ之に代りて王となれり
二九 ユダの王アサの第三十八年にオムリの子アハブ、イスラエルの王となれりオムリの子アハブ、サマリアに
於て二十二年イスラエルに王たりき 三〇 オムリの子アハブは其先に在し凡の者よりも多くエホバの目のまへに惡
を爲り 三一 彼はネバテの子ヤラベアムの罪を行ふ事を輕き事となせしがシドン人の王エテバアルの女イゼベルを
妻に娶り往てバアルに事へ之を拜めり 三二 彼其サマリアに建たるバアルの家の中にバアルのために壇を築けり

二三 アハブ又アシラ像を作りアハブは其先にありしイスラエルの諸の王よりも甚だしくイスラエルの神エホバ
 三四 の怒を激すことを爲り 其代にベテル人ヒエル、エリコを建たり彼其基を置る時に長子アピラムを喪ひ其門を
 立る時に季子セグブを喪へりヌンの子ヨシユアによりてエホバの言たまへるがごとし

第十七章

一 ギレアデに住れるテシベ人エリヤ、アハブに言ふ吾事ふるイスラエルの神エホバは活くわが言
 なき時は數年雨露あらざるべしと エホバの言彼に臨みて曰く 爾此より往て東に赴きヨルダ
 ンの前にあるケリテ川に身を匿せ 爾其川の水を飲べし我鴉に命じて彼處にて爾を養はしむと 彼往てエホ
 バの言の如く爲り即ち往てヨルダンの前にあるケリテ川に住り 彼の所に鴉朝にパンと肉亦夕にパンと肉を
 運べり彼は川に飲り しかるに國に雨なかりければ數日の後其川涸ぬ
 エホバの言彼に臨みて曰 起てシドンに屬するザレバテに往て其處に住め視よ我彼處の嫠婦に命じて
 爾を養はしむと 彼起てザレバテに往けるが邑の門に至れる時一人の嫠婦の其處に薪を採ふを見たり乃ち之
 を呼て曰けるは請ふ器に少許の水を我に携來りて我に飲せよと 彼之を携きたらんとて往る時エリヤ彼を呼て
 言けるは請ふ爾の手に一口のパンを我に取きたれと 彼いひけるは爾の神エホバは活く我はパン無し只桶に
 一握の粉と瓶に少許の油あるのみ視よ我は二の薪を採ふ我りてわれとわが子のために調理て之をくらひて死ん
 とす エリヤ彼に言ふ懼るゝなかれ往て汝がいへる如くせよ但し先其をもてわが爲に小さきパン一を作りて我に
 携きたり其後爾のためと爾の子のために作るべし 其はエホバの雨を地の面に降したまふ日まで其桶の粉は
 竭す其瓶の油は絶すとイスラエルの神エホバ言たまへばなりと 彼ゆきてエリヤの言るごとくなし彼と其家

イ 王下一三・六・一七　　ロ 王上一六・三〇・二　　ニ 路一・二七 四・二五　　ト 路四・二五
 ・一〇・二一・三耶　　一・二一五　　ホ 申一〇・八　　チ 雅五・一七
 一七・二一　　ハ 書六・二六　　ヘ 王下三・二四　　リ 阿二〇 路四・二六
 又 野五・八　　テ 來一・三五　　ヤ 來一・三五
 一七
 王下四・三四・三五　　カ 路四・二五　　雅五・
 一七

一六 及びエリヤ久く食へり 一六 エホバのエリヤに由て言たまひし言のごとく桶の粉は竭す瓶の油は絶ざりき

一七 是等の事の後其家の主母なる婦の子疾に罹しが其病甚だ劇くして氣息其中に絶て無きに至れり 一八 婦

エリアに言けるは神の人よ汝なんぞ吾事に關涉るべけんや汝はわが罪を憶ひ出さしめんため又わが子を死しめん

一九 ために我に來れるか 一九 エリヤ彼に爾の子を我に授せと言て之を其懷より取り之を己の居る樓に抱のほりて己

二〇 の牀に臥しめ 二〇 エホバに呼はりていひけるは吾神エホバよ爾は亦吾ともに宿る齋に菑をくだして其子を死しめ

二一 たまふやと 二一 而して三度身を伸して其子の上に伏しエホバに呼はりて言ふわが神エホバ願くは此子の魂を中に

二二 歸しめたまへと 二二 エホバ、エリヤの聲を聽いれたまひしかば其子の魂中にかへりて生たり 二三 エリヤ乃ち

二三 其子を取て之を樓より家に携くたり其母に與していひけるは視よ爾の子は生くと 二四 婦エリヤにいひけるは此に

縁て我は爾が神の人にして爾の口にあるエホバの言は眞實なるを知ると

第一八章

一 衆多の日を経たるのち第三年にエホバの言エリヤに臨みて曰く往て爾の身をアハブに示せ我雨を
二 地の面に降さんと 二 エリヤ其身をアハブに示さんとて往り時に饑饉サムリアに甚しかりき 茲

三 四 にアハブ家宰なるオバデヤを召たり 四 (オバデヤは大にエホバを畏みたる者にてイゼベルがエホバの預言者を絶

五 たる時にオバデヤ百人の預言者を取て之を五十人づゝ洞穴に匿しパンと水をもて之を養へり) 五 アハブ、オバ

六 デヤにいひけるは國中の水の諸の源と諸の川に往け馬と騾を生活むる草を得ることあらん然ば我儕牲畜を盡く

七 は失なふに至らじと 七 彼等巡るべき地を二人に分ちアハブは獨にて此途に往きオバデヤは獨にて彼途に往けり

八 オバデヤ途にありし時視よエリヤ彼に遭り彼エリヤを識て伏て言けるは我主エリヤ汝は此に居たまふや

九 エリヤ彼に言けるは然り往て汝の主エリヤは此にありと告よ 九 彼言けるは我何の罪を犯したれば汝僕を

一〇 アハブの手に付して我を殺さしめんとする 汝の神エホバは生くわが主の人を遣はして汝を尋ねざる民はなく

二 國はなし若しエリヤは在すといふ時は其國其民をして汝を見ずといふ誓を爲しめたり 汝今言ふ往て汝の主

三 エリヤは此にありと告よと 然ど我汝をはなれて往ときエホバの靈我しらざる處に汝を携へゆかん我至りて

三 アハブに告て彼汝を尋獲ざる時は彼我を殺さん然ながら僕はわが幼少よりエホバを畏むなり イゼベルがエホ

バの預言者を殺したる時に吾なしたる事即ち我がエホバの預言者の中百人を五十人づゝ洞穴に匿してパンと水を

四 以て之を養ひし事は吾主に聞えざりしや しかるに今汝言ふ往て汝の主エリヤは此にありと告よと然らば

五 彼我を殺すならん エリヤいひけるは我が事ふる萬軍のエホバは活く我は必ず今日わが身を彼に示すべしと

一六 オバデヤ乃ち往てアハブに會ひ之に告ければアハブはエリヤに會んとて往きけるが アハブ、エリヤを

一八 見し時アハブ、エリヤに言けるは汝イスラエルを惱ます者此にをるか 彼答へけるは我はイスラエルを惱さず

一九 但汝と汝の父の家之を惱すなり即ち汝等はエホバの命令を棄て且汝はバアルに従ひたり されば人を遣てイス

ラエルの諸の人およびバアルの預言者四百五十人並にアシラ像の預言者四百人イゼベルの席に食ふ者をカルメル

山に集めて我に詣しめよと

二〇 是においてアハブ、イスラエルの都の子孫の中に人を遣り預言者をカルメル山に集めたり 時にエリヤ

總の民に近づきて言けるは汝等何時まで二の物の間にまよふやエホバ若し神ならば之に従へされどバアル若し神

三 ならば之に従へと民は一言も彼に答ざりき エリヤ民に言けるは惟我一人存りてエホバの預言者たり然どバア

三 ルの預言者は四百五十人あり 然ば二の犢を我儕に與へよ彼等は其一の犢を選びて之を截り剖き薪の上に載せ

イ王下二・一六 結三 口番七・二五 徒一六 二代下一五・二二
ホ王上一六・三三 三王下一七・四一 太 又王上一九・一〇、
ル王上一八・一九
一 徒八・三九 ハ王上一二・二〇 へ書一九・二六 六・二四 一四
ト王上一二・二六 三王下一七・四一 太 又王上一九・一〇、
ル王上一八・一九

ヲ王上一八・三八代 一〇・五 哥前八・一四・一
上三一・二六 四、一二・二一 ヨ哥前一一・四、五
ワ詩一一五・五 耶 加利一九・二八 申 夕王上一八・二六
レ王上一九・一〇 三四
ツ創三二・二八、三五 ツ西三・一七
・一〇 王下一七・七、八、九、一〇、一六、一七、一八、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
ナ士六二〇
ヲ王上一八・三二、
ム出三・六
ウ民一六・二八
三八

二四 て火を縦たずおに置おべし我われも其その一ひとつの犢うしを調理とへ薪たきぎの上うへに載のせて火ひを縦はたずおに置おべし 斯かくして汝なんぢら等は汝なんぢら等の神かみの名なを
顛えべ我われはエホバの名なを顛えべし而しかして火ひをもて應こたふ神かみと爲なすべしと民たみ皆みな答こたへて斯かく言ことばは善よしと言いひ

二五 エリヤ、バアルの預言者よげんしやに言いけるは汝なんぢら等は多おほければ一ひとつの犢うしを選えみて最初さいしょに調理とへ汝なんぢら等の神かみの名なを呼よぶべし
但たし火ひを縦はななかれと 二六 彼等かれら乃すなはち其その與あたへられたる犢うしを取とり調理とへ朝あさより午ひるにいたるまでバアルの名なを顛えてバアルよ

二七 我われ儕らに應こたへたまへと言いひ然しかど何なんの聲こゑもなく又また何なんの應こたふ者ものもなかりければ彼等かれらは其その造つくりたる壇だんのまはりに踊おどれり
二七 日中ひるにおよびてエリヤ彼等かれらを嘲あざけりていひけるは大おほ聲こゑをあげて呼よべ彼かれは神かみなればなり彼かれは默かんが想へをるか他わ處ちに行ゆく

二八 しか又または旅たびにあるか或あるは假寐ねむりて醒おさるべきかと 二八 是こゝにおいて彼等かれらは大おほ聲こゑに呼よはり其その例たとへに循したがひて刀劍かたなと槍やりを以もて
二九 其その身みを傷きつけ血ちを其その身みに流ながすに至いたれり 二九 斯かくして午ひる時ときすぐるに至いたりしが彼等かれらなほ預言よげんを言いひて晚ばんの祭物まつりものを献さぐる

三〇 時ときにまで及およべり然しかれども何なんの聲こゑもなく又また何なんの應こたふ者ものも無なく又また何なんの顧かへり者ものもなかりき
三〇 時ときにエリヤ都すべの民たみにむかひて我われに近ちかよれと言いひければ民たみ皆みな彼かれに近ちかよれり彼かれ乃すなはち破く壊つたるエホバの壇だんを修つく理りへ

三一 エリヤ、ヤコブの子等こらの支派わかれの數かずに循したがひて十二じふにの石いしを取とれり (エホバの言ことば昔むかしヤコブに臨のぞみてイスラエル
三二 汝なんぢの名なとすべしと言いひ) 三二 彼かれ其その石いしにてエホバの名なを以もて壇だんを築きき壇だんの周ま圍わりに種たね子ね二ふたセヤを容ゆるべき溝みちを作つくれり

三三 又また薪たきぎを陳列ならべ犢うしを截き剖きて薪たきぎの上うへに載のせて言いけるは四よの桶おけに水みづを満みて燔祭はんさいと薪たきぎの上うへに沃そげ 三四 又またいひけるは再また
三五 び之これを爲なせと再またびこれこれをなせしかば又また言いふ三み次たびこれを爲なせと三み次たびこれをなせり 三五 水みづは壇だんの周ま廻わりに流ながるまた溝みちに

三六 も水みづをみたり 三六 晚ばんの祭物まつりものを献さぐる時ときに及および預言者よげんしやエリヤ近ちかよりて言いけるはアブラハム、イサク、イスラエルの神かみエホバよ汝なんぢのイスラエルいすらえルいにおいて神かみなることおよび我われが汝なんぢの僕しもべにして汝なんぢの言ことばに循したがひて是等これらの諸すべの事ことを爲なせる

三七 ことを今日知しめたまへ
 三六 は彼等の心を翻へしたまふといふことを知しめたまへと
 三九 せり亦溝の水を飮潤せり
 四〇 パアルの預言者を執へよ其一人をも逃遁しむる勿れと即ち之を執へたればエリヤ之をキシヨン川に曳下りて彼處に之を殺せり
 三七 エホバよ我に應へたまへ我に應へたまへ此民をして汝エホバは神なることとおよび汝は彼等の心を翻へしたまふといふことを知しめたまへと
 三八 時にエホバの火降りて燔祭と薪と石と塵とを焚つく
 三九 民皆見て伏ていひけるはエホバは神なりエホバは神なり
 四〇 エリヤ彼等に言けるは

四一 斯てエリヤ、アハブにいひけるは大雨の聲あれば汝上りて食飲すべしと
 四二 アハブ乃ち食飲せんとて上れり然どエリヤはカルメルの巖に登り地に伏て其面を膝の間に容るたりしが
 四三 其少者にいひけるは請ふ上りて海の方を望めと彼上り望みて何もなしといひければ再び往けといひて遂に七次に及びり
 四四 第七次に及びて彼いひけるは視よ海より人の手のごとく微の雲起るとエリヤいふ上りてアハブに雨に阻められざるやう車を備へて下りたまへと言ふべしと
 四五 驟に雲と風おこり霄漢黒くなりて大雨ありきアハブはエズレルに乗り往り
 四六 エホバの能力エリヤに臨みて彼其腰を束帯びエズレルの入口までアハブの前に趨りゆけり

第十九章

一 アハブ、イゼベルにエリヤの凡て爲たる事及び其如何に諸の預言者を刀劍にて殺したるかを告しかば
 二 イゼベル使をエリヤに遣はして言けるは神等斯なし復重て斯なしたまへ我必ず明日の今時分汝の命を彼人々の一人の生命のごとくせんと
 三 かれ恐れて起ち其生命のために逃げ往てユダに屬するベエルシバに至り少者を其處に遺して
 四 自ら一日程ほど曠野に入り往て金雀花の下に坐し其身の死んことを求めていふエホバよ足り今わが生命を取たまへ我はわが父祖よりも善にはあらざるなりと
 五 彼金雀花の下に伏

イ王上八・四三 王下 王上九・二四 士六・ 王上二八・二四 二〇 王上二八・四〇 三二
 一九・一九 詩八三 二一 代上二二・二二 二王下二〇・二五 へ雅五・二七、一八 王上 又民一一・一五 余四
 一八 六 代下七・二 六 代下七・二 一八・ 王下四・二九、九、一 二〇・一〇 王下六 三二、八

ル出三四・二八 申九 ワ羅一・一三
 九、一八 大四・二 カ民二五・一、一三
 夕王上一八・二二 羅
 ヲ結一・四、三七・七
 ナ王上一九・一〇
 ウ路四・二七
 一三三
 一四、一〇・六、
 才羅一一・四
 ク何一三・二
 詩六九・九
 一・一三
 ヲ出三・六 賽六・二
 ラ王下八・二、一三
 井王下八・一、二、九、ノ何六・五

六 して寝りしが天の使彼に捫り興て食へと言ければ 彼見しに其頭の側に炭に焼きたるパンと一瓶の水ありき乃

七 ち食ひ飲て復偃臥たり エホバの使者復再び來りて彼に捫りていひけるは興て食へ其は途長くして汝勝べから

八 ざればなりと 彼興て食ひ且飲み其食の力に仗て四十日四十夜行て神の山ホレブに至る

九 彼處にて彼洞穴に入りて其處に宿りしが主の言彼に臨みて彼に言けるはエリヤよ汝此にて何を爲や 彼

二 の預言者を殺したればなり惟我一人存るに彼等我生命を取んことを求むと エホバ言たまひけるは出てエホバ

三 中にはエホバ在さざりき風の後に地震ありしが地震の中にはエホバ在さざりき 又地震の後に火ありしが火の

四 中にエホバ在さざりき火の後に靜なる細微き聲ありき エリヤ聞て面を外套に蒙み出て洞穴の口に立ちける

五 其はイスラエルの子孫汝の契約を棄て汝の壇を毀ち刀劍を以て汝の預言者を殺したればなり惟我一人存れるに

六 彼等我が生命を取んことを求むと

一五 エホバかれに言たまひけるは往て汝の途に返りダマスコの曠野に至り往てハザエルに膏を沃ぎてスリアの

一六 王となせ 又汝ニムシの子エヒウに膏を注ぎてイスラエルの王となすべし又アベルメホラのシヤパテの子エリ

一七 シヤに膏をそよぎ爾に代りて預言者とならしむべし ハザエルの刀劍を逃る者をばエヒウ殺さんエヒウの

一八 刀劍を逃る者をばエリシヤ殺さん 又我イスラエルの中に七千人を遺さん 皆其膝をバアルに跼めず其口を

之に接ざる者なりと

一九 エリヤ彼處よりゆきてシヤバテの子エリシヤに遭ふ彼は十二耦の牛を其前に行しめて己は其第十二の牛と

二〇 偕にありて耕し居たりエリヤ彼の所にわたりゆきて外套を其上にかけたれば 牛を棄てエリヤの後に趨ゆきて

言けるは請ふ我をしてわが父母に接吻せしめよしかるのち我爾にしたがはんとエリヤかれに言けるは行け還れ

二 我爾に何をなしたるやと エリシヤ彼をはなれて還り一軛の牛をとりて之をころし牛の器具を焚て其肉を煮て

民にあたへて食はしめ起て往きエリヤに従ひて之に事へたり

第二〇章

一 スリアの王ベネハダデ其軍勢を悉く集む王三十二人彼と偕にあり又馬と戦車とあり乃ち上りて

二 サマリアを圍み之を攻む 彼使をイスラエルの王アハブに遣し邑に至りて彼に言しめけるはベネ

三 ハダデ斯言ふ 爾の金銀は我の所有なり亦爾の妻等と爾の子等の美秀者は我の所有なり 四 イスラエルの王答

五 へて言けるは王わが主よ爾の言の如く我と我が有つ者は皆爾の所有なり 使者再び來りて言けるはベネハダデ

六 斯語て言ふ我爾に爾我に爾の金銀妻子を付すべしと言遣れり 然ど明日今頃我が僕を爾に遣さん彼等爾の家

七 と爾の臣僕の家を探索りて凡て爾の目に好ましく見ゆる者を其手に置て取り去るべしと

八 是においてイスラエルの王國の長老を皆召て言けるは請ふ爾等見て此人の害をなさんと求るを知れ彼人を

九 我に遣りて我が妻子とわが金銀を索めたり而るに我之を謝絶ざりしと 諸の長老および民皆彼に言けるは爾

一〇 聽なかれ許すなかれと 是故に彼ベネハダデの使者に言けるは王わが主に告よ爾が最初に僕に言つかはしたる

事は皆我爲べし然ど此事は我爲あたはずと使者往て反命をなせり べネハダデ彼に言つかはしけるは神等我に

イ太八・二二、二三 路 八王上二九・二

九・六一、六二

口母後二四・二二

二出二一・八

士四・

一〇

ホ王上二〇・一六
ヘ王上二〇・二八
ト王上二〇・二二、一

六・九
チ母後一一・一

二 斯なし亦重て斯なしたまへサマリアの塵は我に従ふ諸の民の手に満るに足ざるべしと
三 イスラエルの王答へて
四 帯る者は解く者の如く誇るべからずと告よと言ひ
五 ベネハダデ天幕にありて王等と飲むたりしが此事を聞て
六 其臣僕に言けるは爾等陣列を爲せと即ち邑に向ひて陣列をなせり

七 時に一人の預言者イスラエルの王アハブの許に至りて言けるはエホバ言たまふ爾此諸の大軍を見るや
八 視よ我今日之を爾の手に付さん爾は我がエホバなるを知にいたらんと
九 アハブ言けるは誰を以てせんか彼いひ
十 けるはエホバ斯いひたまふ諸省の牧伯の少者を以てすべしアハブ言ふ誰か戦争を始むべき彼答けるは爾なりと

十一 アハブ乃ち諸省の牧伯の少者を核るに二百三十二人あり次に凡の民即ちイスラエルの凡の子孫を核るに
十二 七千人あり
十三 彼等日中出たりしがベネハダデは天幕にて王等即ち己を助る三十二人の王等とともに飲て醉居たり

十四 諸省の牧伯の少者等先に出たりベネハダデ人を出すにサマリアより人衆出来ると彼に告ければ
十五 彼言ける
十六 は和陸のために出来るも之を生擒べし又戦争のために出来るも之を生擒べしと
十七 諸省の牧伯の是等の少者およ
十八 び之に従ふ軍勢邑より出きたり
十九 各其敵手を撃ち殺しければスリア人逃たりイスラエル之を追ふスリアの王

二十 ベネハダデは馬に乗り騎兵を従へて逃遁たり
二十一 イスラエルの王出て馬と戦車を撃ち又大にスリア人を撃殺せり
二十二 茲に彼預言者イスラエルの王の許に詣て彼に言けるは往て爾の力を養ひ爾の爲すべき事を知り辨ふべし
二十三 年歸らばスリアの王爾に攻上るべければなりと
二十四 スリアの王の臣僕王に言けるは彼等の神等は山崗の神なるが

二十五 故に彼等は我等よりも強かりしなり然ども我等若平地に於て彼等と戦はゞ必ず彼等よりも強かるべし
二十六 但し
二十七 此事を爲せ即ち王等を除きて各其處を離しめ方伯を置て之に代べし
二十八 又爾の失ひたる軍勢に均き軍勢を

爾のために備へ馬は馬戦車は戦車をもて補ふべし斯して我儕平地において彼等と戦はゞ必ず彼等よりも強かるべしと彼其言を聽いれて然なせり

二六 年かへるに及びてベネハダデ、スリア人を核めてアベクに上りイスラエルと戦はんとす イスラエルの

子孫核められ兵糧を受て彼等に出會んとて往けりイスラエルの子孫は山羊の二の小群の如く彼等の前に陣どりし

二七 子がスリア人は其地に充満たり 時に神の人至りてイスラエルの王に告ていひけるはエホバ斯言たまふスリア人

二八 エホバは山嶽の神にして谿谷の神にあらずと言ふによりて我此諸の大軍を爾の手に付すべし爾等は我がエホバな

二九 るを知に至らんと 彼等七日互に相對て陣どり第七日におよびて戦争を交接しがイスラエルの子孫一日にスリ

三〇 ア人の歩兵十萬人を殺しければ 其餘の者はアベクに逃て邑に入ぬ然るに其石垣崩れて其存れる二萬七千人の

上にたふれたりベネハダデは逃て邑にいたり奥の間に入ぬ

三一 其臣僕彼にいひけるは我儕イスラエルの家の王等は仁慈ある王なりと聞り請ふ我儕粗麻布を腰につけ繩を

三二 頭につけてイスラエルの王の所にいたらん彼爾の命を生むることあらんと 斯彼等粗麻布を腰にまき繩を頭に

三三 まきてイスラエルの王の所にいたりていひけるは爾の僕ベネハダデ請ふ我が生命を生しめたまへと云ふとアハブ

三四 いひけるは彼は尙生をるや彼はわが兄弟なりと 其人々これを吉兆と爲し速に彼の言を承て爾の兄弟ベネハダ

三三 デといへり彼言けるは爾等ゆきて彼を導ききたるべしと是においてベネハダデ彼の所に出來りしかば彼之を車に

三四 登しめたり ペネハダデ彼に言けるは我父の爾の父より取たる諸邑は我返すべし又我が父のサマリアに造り

三三 たる如く爾ダマスゴに於て爾のために街衢を作るべしアハブ言ふ我此契約を以て爾を歸さんと斯彼と契約を爲て

イ書一三・四
口王上一〇・一三
六王上一三・二五

ニ創三七・三四
ホ王上一五・二〇

ト王上一三・一七
一八
チ王上一三・二四

リ母後二一・一
又王下一〇・二四
ル王上一二・三一—三
ワ推前八・一四
七
チ王上一・四
ワ推前八・一四
一八

カ利二五・二三 兵
三六・七 結四六
一八

彼を歸せり

三五 爰に預言者の徒の一人エホバの言によりて其同儕に請我を撃てといひけるが其人彼を撃つことを肯ぜざり

三六 しかば 彼其人に言ふ汝エホバの言を聴ざりしによりて視よ汝の我をはなれて往く時獅子汝をころさんと其人

三七 彼の側を離れて往きけるに獅子之に遇て之を殺せり 彼また他の人に遭て請ふ我を撃といひければ其人之を撃

三八 ち撃て傷けたり 預言者往て王を途に待ち其目に掩巾をあて、儀容を變りたりしが 王の経過る時王に呼は

三九 りていひけるは僕戦争の中にしに人轉りて一箇の人を我の所に曳きたりて言けるは此人を守れ若彼失ゆく事

四〇 ならば汝の生命を彼の生命に代べし或は爾銀一タラントを出すべしと 而るに僕此彼に事をなしむれば

四一 彼遂に失たりとイスラエルの王彼にいひけるは爾の擬定は然なるべし爾之を決めたり 彼急ぎて其目の掩巾を

四二 取除たればイスラエルの王彼が預言者の一人なるを識り 彼王に言けるはエホバ斯言たまふ爾はわが殲滅んと

四三 定めたる人を爾の手より放ちたれば爾の命は彼の生命に代り爾の民は彼の民に代るべしと イスラエルの王

憂へ且怒て其家に赴きサマリアに至れり

第二二章

一 是等の事の後エズレル人ナボテ、エズレルに葡萄園を有ちゐたりしがサマリアの王アハブの殿の
二 側に在りければ アハブ、ナボテに語て言けるは爾の葡萄園は近くわが家の側にあれば我に與へ

三 て蔬菜の圃となさしめよ我之がために其よりも美き葡萄園を爾に與へん若し爾の心になはば其價を銀にて爾に

四 予へんと ナボテ、アハブに言けるはわが父祖の産業を爾に與ふる事は決して爲べからずエホバ禁じたまふと

五 アハブはエズレル人ナボテの己に言し言のために憂ひ且怒りて其家に入ぬ其は彼わが父祖の産業を爾に與へ

六 と言たればなりアハブ床に臥し其面を轉けて食をなさざりき

五 其妻イゼベル彼の處にいりて彼に言けるは爾の心何を憂へて爾食を爲ざるや 彼之に言けるは我エズレ

六 爾人ナボテに語りて爾の葡萄園を銀に易て我に與へよ若また爾好ば我其に易て葡萄園を爾に與へんと彼に言た

七 るに彼答へて我が葡萄園を爾に與へじと言たればなりと 其妻イゼベル彼に言けるは爾今イスラエルの國を治

八 むることを爲すや興て食を爲し爾の心を樂ましめよ我エズレル人ナボテの葡萄園を爾に與へんと 彼アハブの

九 名をもて書を書き彼の印を捺し其邑にナボテとともに住る長老と貴き人に其書をおくれり 彼其書にしるして

一〇 曰ふ斷食を宣傳てナボテを民の中に高く坐せしめよ 又邪なる人二人を彼のまへに坐せしめ彼に對ひて證を

爲して爾神と王を詛ひたりと言しめよ斯して彼を曳出し石にて撃て死しめよと

二 其邑の人即ち其邑に住る長老および貴き人等イゼベルが己に言つかはしたる如く即ち彼が己に遣りたる書

三 に書したる如く爲り 彼等斷食を宣達てナボテを民の中に高く坐せしめたり 時に二人の邪なる人入來りて

四 其前に坐し其邪なる人民のまへにてナボテに對て證をなして言ふナボテ神と王を詛ひたりと人衆彼を邑の外

五 に曳出し石にて之を撃て死しめたり 斯てイゼベルにナボテ撃れて死たりと言遣れり イゼベル、ナボテの

六 撃れて死たるを聞しかばイゼベル、アハブに言けるは起て彼エズレル人ナボテが銀に易て爾に與ることを拒みし

七 葡萄園を取べし其はナボテは生をらず死たればなりと アハブ、ナボテの死たるを聞しかばアハブ起ちエズレ

八 爾人ナボテの葡萄園を取んとて之に下れり

九 時にエホバの言テシベ人エリヤに臨みて曰ふ 起て下りサマリアにあるイスラエルの王アハブに會ふべ

十 し彼はナボテの葡萄園を取んとて彼處に下りをるなり 爾彼に告て言べしエホバ斯言ふ爾は殺し亦取たるやと

十一

十二

イ出二三・二八 利 口利二四・一四 水詩九・一二
二四・一五、一六 徒 ハ賽五八・四 へ王上一三・三二 代
六・一一 二王下九・二六 下三三・九

ト王上三二・三八 七・二四 ル母前二五・二二 カ王上一六・三・一一 一六・四 ツ創一五・一六 王下 ナ王下九・二五
チ王上一八・一七 ヌ王上一四・一〇 王 ラ王上一四・一〇 ヨ王下九・三六 レ王上一六・三〇 二一・一一 王下 ラ代下一八・二
リ王下一七・一七 羅 下九・八 ワ王上一五・二九 タ王上一四・一一、 ソ王上一六・三一 木創三七・三四 ム申四・四三 ウ王下三・七

又爾彼に告て言ふべしエホバ斯言ふ犬ナボテの血を飮し處にて犬爾の身の血を飮べしと 二〇 アハブ、エリヤに

言けるは我敵よ爾我に遇や彼言ふ我遇ふ爾エホバの目の前に惡を爲す事に身を委しに縁り 二一 我災害を爾に降し

爾の後裔を除きアハブに屬する男はイスラエルにありて繋がれたる者も繋がれざる者も悉く絶ん 二三 又爾の家を

ネバテの子ヤラベアムの家の如くなしアヒヤの子バアシヤの家のごとくなすべし是は爾我の怒を惹起しイスラエ

ルをして罪を犯させたるに因てなり 二三 イゼベルに關てエホバ亦語て言給ふ犬エズレルの濠にてイゼベルを食

はん 二四 アハブに屬する者の邑に死るをば犬之を食ひ野に死るをば天空の鳥之を食はんと 二五 誠にアハブの如く

エホバの目の前に惡をなす事に身をゆだねし者はあらざりき其妻イゼベル之を從憊たるなり 二六 彼はエホバが

イスラエルの子孫のまへより逐退けたまひしアモリ人の凡てなせし如く偶像に従ひて甚だ惡むべき事を爲り

アハブ此等の言を聞ける時其衣を裂き粗麻布を體にまとひ食を斷ち粗麻布に臥し遅々に歩行り 二七 茲に

エホバの言テシベ人エリヤに臨みて言ふ 二九 爾アハブの我前に卑下るを見るや彼わがまへに卑下るに縁て我災害

を彼の世に降さずして其子の世に災害を彼の家に降すべし

第二二章

スリアとイスラエルの間に戰爭なくして三年を経たり 第三年にユダの王ヨシヤバテ、イスラ

エルの王の所に降れり 三 イスラエルの王其臣僕に言けるはギレアデのラモテは我儕の所有なるを

爾等知や然るに我儕はスリアの王の手より之を取ることとをせずして黙しをるなり 四 彼ヨシヤバテに言けるは爾

我と共にギレアデのラモテに戦ひにゆくやヨシヤバテ、イスラエルの王にいひけるは我は爾のごとくわが民は

爾の民の如くわが馬は爾の馬の如しと

六五 ヨシヤパテ、イスラエルの王に言けるは請ふ今日エホバの言を問へ 是においてイスラエルの王預言者

四百人許を集めて之に言けるは我ギレアデのラモテに戦ひにゆくべきや又は罷べきや彼等曰けるは上るべし

七 主之を王の手に付したまふべしと ヨシヤパテ曰けるは外に我儕の由て問べきエホバの預言者此にあらざるや

八 イスラエルの王ヨシヤパテに言けるは外にイムラの子ミカヤ一人あり之に由てエホバに問ふことを得ん然ど彼

は我に關て善事を預言せず唯惡事のみを預言すれば我彼を惡むなりとヨシヤパテ曰けるは王然言たまふなかれと

九 是によりてイスラエルの王一箇の官吏を呼てイムラの子ミカヤを急ぎ來らしめよと言り イスラエルの王

およびユダの王ヨシヤパテ朝衣を著てサマリヤの門の入口の廣場に各其位に坐しゐたり預言者は皆其前に

二 預言せり ケナアナの子ゼデキヤ鐵の角を造りて言けるはエホバ斯言給ふ爾是等を以てスリア人を抵觸て之を

三 盡すべしと 預言者皆斯預言して言ふギレアデのラモテに上りて勝利を獲たまへエホバ之を王の手に付したま

ふべしと 茲にミカヤを召んとて往たる使者之に語りて言けるは預言者等の言一の口の如くにして王に善し請ふ汝の

四 言を彼等の一人の言の如くならしめて善事を言へと ミカヤ曰けるはエホバは生くエホバの我に言たまふ事は

五 我之を言んと かくて彼王に至るに王彼に言けるはミカヤよ我儕ギレアデのラモテに戦ひに往くべきや又は罷

六 べきや彼王に言けるは上りて勝利を得たまへエホバ之を王の手に付したまふべしと 王彼に言けるは我幾度

七 汝を誓はせたらば汝エホバの名を以て唯眞實のみを我に告るや 彼言けるは我イスラエルの皆牧者なき羊の

八 ごとく山に散るを見るにエホバ是等の者は主なし 各安然に其家に歸るべしと言たまへりと イスラエル

イ王上一八・一九 エ本九・三六 一〇三・二〇、二一 來一七、一四 撒後二・二一 又王上二〇・三〇 下代下三五・二二
口王下三・一一 水察六・一 但七・九 但七・一〇 聖一・一 士九・二三 伯二二 下結一四・九 九民一六・二九 甲一 下代下二八・三一 撒
八民三三・三八 へ伯一六、二二 詩 一〇 太一八・二〇 二六 結一四・九 下代下二八・二三 八・二〇、二二、二三 一三・二〇

一九 一〇の王ヨシヤバテに言けるは我汝に彼は我について善き事を預言せず唯惡き事のみを預言すと告たるにあらずやと
 二〇 ミカヤ言けるは然ば汝エホバの言を聽べし我エホバの其位に坐しむたまひて天の萬軍の其傍に右左に立つ
 二一 を見たるに エホバ言たまひけるは誰かアハブを誘ひて彼をしてギレアデのラモテに上りて斃れしめんかと
 二二 則ち一は此の如くせんと言ひ一は彼の如くせんといへり 遂に一の靈進み出てエホバの前に立ち我彼を誘はん
 二三 と言ければ エホバ彼に何を以てするかと言たまふに我出て虚言を言ふ靈となりて其諸の預言者の口にあらん
 二四 と言りエホバ言たまひけるは汝は誘ひ亦之を成し遂ん出て然なすべしと 故に視よエホバ虚言を言ふ靈を爾の
 二五 此諸の預言者の口に入たまへり又エホバ爾に關て災禍あらんことを言たまへりと
 二六 二四 ケナアナの子ゼデキヤ近よりてミカヤの頬を批て言けるはエホバの靈何途より我を離れゆきて爾に語ふや
 二七 二五 ミカヤいひけるは爾奥の間に入て身を匿す日に見るにいたらん イスラエルの王言けるはミカヤを取て之
 二八 二七 を邑の宰アモンと王の子ヨアシに曳かへりて言ふべし 王斯言ふ此を牢に置いて苦惱のパンと苦惱の水を以て
 二九 二八 之を養ひ我が平安に來るを待てと ミカヤ言けるは爾若眞に平安に歸るならばエホバ我によりて言たまはざ
 三〇 二九 りしならん又曰けるは爾等民よ皆聽べし

三〇 二九 かくてイスラエルの王とユダの王ヨシヤバテ、ギレアデのラモテに上れり 三〇 イスラエルの王ヨシヤバテ
 三一 三〇 と言けるは我裝を改て戰陣の中に入らん然ど爾は王衣を衣るべしとイスラエルの王裝を改て戰陣の中にいりぬ
 三二 三一 スリアの王其戰車の長三十二人に命じて言けるは爾等小者とも大者とも戰ふなかれ惟イスラエルの王
 三三 三二 とのみ戰へと 戰車の長等ヨシヤバテを見て是必ずイスラエルの王ならんと言ひ身をめぐらして之と戰はん
 三四 三三 としければヨシヤバテ號呼れり 戰車の長彼がイスラエルの王にあらざるを見しかば之を追ふことをやめて

返れり 茲に一個の人偶然弓を挽てイスラエルの王の胸當と艸摺の間を射たりければ彼其御者に言けるは我

傷を受たれば爾の手を旋して我を軍中より出すべしと 是日戦争厳くなりぬ王は車の中に扶持られて立ちスリ

ア人に對ひをりしが晩景にいたりて死たり創の血車の中に流る 日の没る頃軍中に呼はりて曰ふあり 各其邑

に各其郷に歸るべしと 王死て携へられてサマリアに至りたれば衆人王をサマリアに葬れり 又其車をサマリアの池に濯ひける

に犬其血を舐たり又遊女其所に身をあらへりエホバの言たまへる言の如し アハブの其餘の行爲と凡て其爲た

る事と其建たる象牙の家と其建たる諸の邑はイスラエルの王の歴代志の書に記載るにあらずや アハブ其父祖

と共に寝りて其子アハジア之にかはりて王となれり

アサの子ヨシヤバテ、イスラエルの王アハブの第四年にユダの王となれり ヨシヤバテ王となりし時三

十五歳なりしがエルサレムにおいて二十五年王たりき其母の名はアズバといひてシルヒの女なり ヨシヤバテ

其父アサの諸の道に歩行み轉て之を離れずエホバの目に適ふ事をなせり但し崇邱は除かざりき民尙崇邱に犠牲

を獻げ香を焚り ヨシヤバテ、イスラエルの王と和好を結べり

ヨシヤバテの其餘の行爲と其なせる功績および如何に戦争をなせしかはユダの王の歴代志の書に記載るに

あらずや 彼其父アサの世に尙ほありし彼の男色を行ふ者の殘餘を國の中より逐はらへり 當時エドムには

王なくして代官王たりき ヨシヤバテ、タルシシの船を造りて金を取ためにオフルに往しめんとしたりしが

其船エジオンゲベルに壞れたれば遂に往に至らざりき 是においてアハブの子アハジア、ヨシヤバテに言ける

イ母後一五・一一 二代下二〇・三一 五・一四 王下二二・ 六・一四 六・一四 王下三・ 又代下二〇・三五 七代下二〇・三七
口王上一・二九 水代下一七・三三 三 八・一四 王下三・ 九・一四 王上一〇・二二
ハ歴三・一五 へ王上一四・二三、一 ト代下一九・二 哥後 五・一二 九、八・二〇 九、八・二〇 九、八・二〇 九、八・二〇

カ代下二一・一
ヨ王上二二・四〇
タ王上一五・二六

レ王上二一・一
一六・三一
王上

五〇 はわが僕をして爾の僕と偕に船にて往しめよと然どヨシヤバテ聽ざりき 五〇 ヨシヤバテ其父祖とともに寝りて

其父ダビデの城邑に其父祖と共に葬らる其子ヨラム之に代て王となれり

五一 アハブの子アハジア、ユダの王ヨシヤバテの第十七年にサマリアにてイスラエルの王となり二年イスラエ

ルを治めたり 五二 彼はエホバの目のまへに悪をなし其父の道と其母の道および彼のイスラエルに罪を犯させたる

五三 ネバテの子ヤラベアムの道に歩行み 五三 バアルに事へて之を拜みイスラエルの神エホバの怒を激せり其父の凡て

行へるがごとし

列王紀略上 をはり